

# 第4期古河市障害者基本計画(案)

令和5年3月  
古河市



---

# 目次

---

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
5 計画の対象者.....	6
6 茨城県障害福祉圏域.....	7
7 SDGsを踏まえた計画の推進.....	8

## 第2章 障がい児・者を取り巻く状況

1 市の人口.....	11
2 障害者手帳等の交付状況.....	13
3 アンケート調査結果の概要.....	20
4 ヒアリング調査結果の概要.....	29

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 国の動向.....	39
2 茨城県の動向.....	42
3 計画の基本理念.....	43
4 計画の基本的な視点と基本施策.....	44
5 重点取り組み.....	47
6 施策の体系.....	52

## 第4章 施策の展開

1 基本施策1 健やかに暮らす(保健・医療).....	57
2 基本施策2 子どもと家庭への支援(教育・療育).....	62
3 基本施策3 地域で働く(雇用・就業).....	66
4 基本施策4 地域生活へのサポート(生活支援).....	69
5 基本施策5 地域における支え合い(交流・協働).....	76
6 基本施策6 一人ひとりを大切にするまち(啓発・相互理解).....	83
7 基本施策7 とともに暮らすまちづくり(生活の質の向上).....	87

## 第5章 計画の推進

## 資料編

1 用語集.....	97
2 古河市障害者基本計画策定委員会設置要綱.....	106
3 古河市障害者基本計画策定委員会委員名簿.....	108
4 計画の策定経過.....	109

### ～ 障害の表記について ～

古河市では障がいのある人の思いを大切にし、心のバリアフリーを推進する観点から人や人の状態を表す場合は、「障害」の「害」の字をひらがなの「がい」と表記しています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞等についてはそのまま漢字で「害」と表記します。

- この計画書では、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。  
ユニバーサルデザインフォントとは、障がいのある人や高齢者をはじめ、できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。
- この計画書の各ページ下方についているコードは、スマートフォンのアプリや活字文書読み上げ装置で文字情報を聞くことができるユニボイスコードです。
- 本文中に「※」マークがついている語句については、資料編の「用語集」に説明があります。

# 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の背景と趣旨

---

市では、障害者基本法※の改正により市町村障害者基本計画の策定が義務づけられたことを受け、平成20年3月に「古河市障害者基本計画」を、さらに平成30年3月には「第3期古河市障害者基本計画」を策定し、「障がいのある人もない人も、ともに心豊かに安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、施策の推進にあたってきました。

国においては、平成25年4月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」※という)」に改められ施行されました。同法では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。

平成30年3月策定の国の「障害者基本計画(第4次)」では、基本的方向として、「2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進」、「障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保」、「障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進」、「着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実」等が盛り込まれています。また、令和3年の「障害者総合支援法」の改正において、事業所の感染症対策において、ICT※の活用や、インターネットなどを利用して在宅などの遠隔でも受けられる支援についても定められ、社会の状況に合わせて、法整備が進められています。

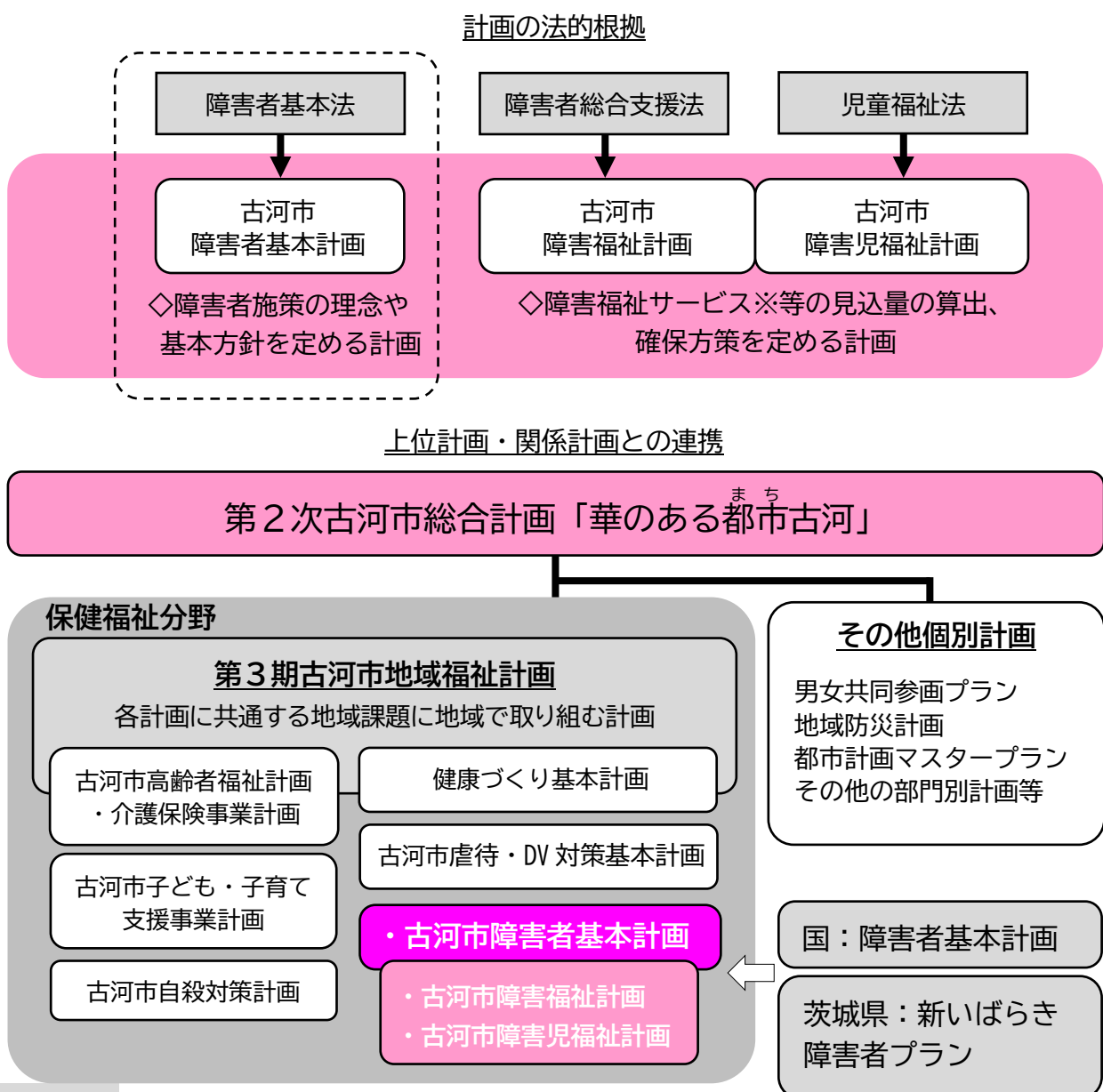
茨城県においては、平成24年3月に「新しいばらき障害者プラン」が、平成30年には「第2期新しいばらき障害者プラン」が策定され、「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念に県内施策の推進を図り、令和2年には同計画の見直し、改定がなされたところです。

このように国、県の障害者施策が社会情勢に合わせて整備されている中で、古河市においても新たに「第4期古河市障害者基本計画」を策定し、地域の実状に即した障害者施策の、より一層の推進を図ることとします。

## 2 計画の位置づけ

「第4期古河市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項で、「市町村障害者計画」に定められる法定計画です。「古河市障害福祉計画・古河市障害児福祉計画」は「古河市障害者基本計画」の基本施策を具体化するものであり、障害者総合支援法及び児童福祉法※に基づき、成果目標及び年度ごとにサービス提供の見込量と確保方策を明らかにする実施計画ともいえる計画です。そのため、市の障害福祉施策は、これらの計画をもとに推進します。

国の「障害者基本計画(第5次)」、茨城県の「第2期新しいばらき障害者プラン」に準拠し、「第2次古河市総合計画」及び「第3期古河市地域福祉計画」等の上位計画との整合を図ります。





### 3 計画の期間

障害者基本計画は令和5年度から令和9年度までの5か年を第4期計画期間とし、国の制度改正等に合わせて必要な見直しを行います。

年度	平成 30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027
国	障害者基本計画（第4次）					障害者基本計画（第5次）				
県	第2期新しいばらき障害者プラン					第3期新しいばらき障害者プラン				
古河市	第3期障害者基本計画					第4期障害者基本計画				
	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		第7期障害福祉計画				
	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		第3期障害児福祉計画				

### 4 計画の策定体制

本計画は、市民のニーズや意見を反映していくため、関係者による協議の場を設置し、一般市民や障がいのある人を対象としたアンケート調査や障がい者関係団体等へのヒアリング調査、庁内における施策の実施状況調査、素案策定後のパブリックコメント※を実施することで、市民と行政の協働によって策定作業を進めました。

#### （1）古河市障害者基本計画策定委員会

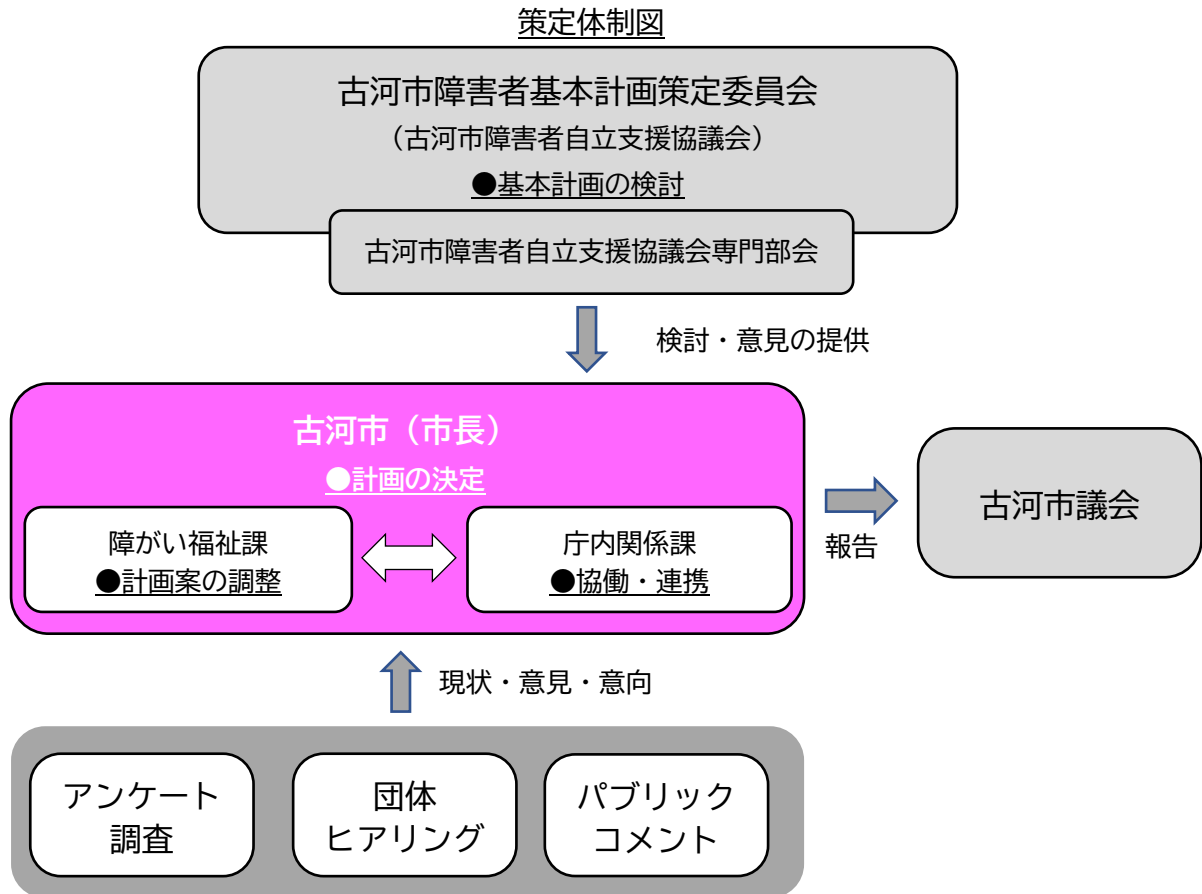
障害者基本法第11条第6項により、障害者基本計画策定にあたっては「障害者、その他の関係者の意見を聴くこと」とあるため、古河市障害者自立支援協議会※の委員による策定委員会を設置し、審議・検討を行いました。

#### （2）アンケート調査及びヒアリング調査

障がい児・者や家族等へのアンケート調査、障がい者関係団体(身体・知的・精神)や障がい児関係団体(学校関係)、就労関係機関等へのヒアリング調査及び意見・要望書による調査(以下、「団体ヒアリング」という)を実施することにより、計画を策定するうえでの基礎となる市における障がいのある人の現状把握や、これからの課題の抽出などを行いました。

### (3) 計画策定までの経緯

誰もが計画策定に参画できる場を提供し、幅広い市民の意見を計画に反映するために、アンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施しました。



## 5 計画の対象者

本計画は、障がいの有無にかかわらず誰もが互いに尊重し合い・支え合う共生社会の実現をめざすために、あらゆる市民の理解と協働が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

### 障がい者の範囲

障害者基本法第2条では、障がい者について「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と示されています。そのほかに、難病※に起因する身体上や精神上的の障がいを有する人、高次脳機能障がい等を有し、長期にわたり社会生活上の支障がある人、医療的ケアが必要な障がい児・者などを含めて計画の対象者にとらえます。

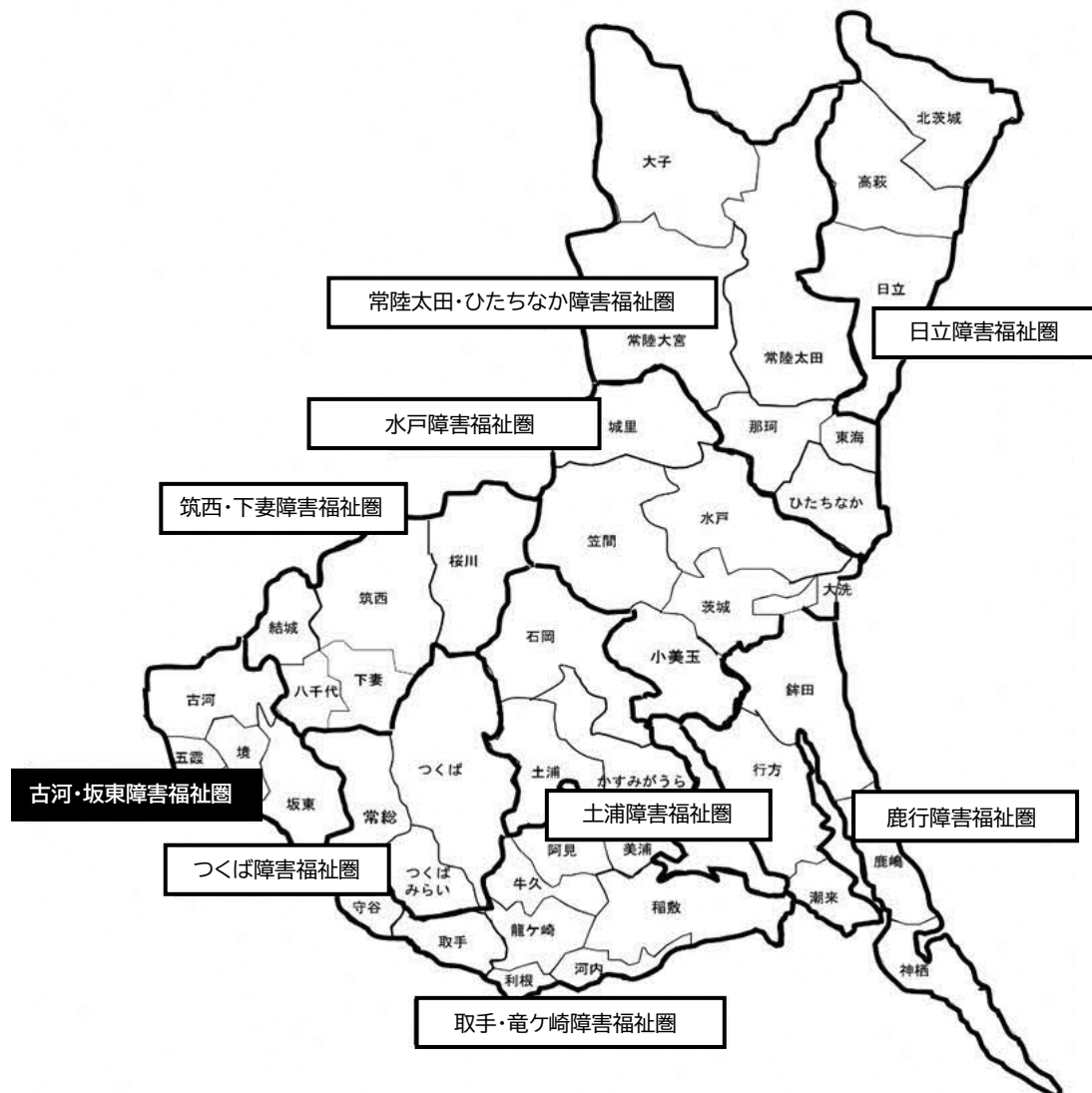
## 6 茨城県障害福祉圏域

障害福祉サービスの実施にあたっては、障がいのある人が生活する市町村を基本的な単位として、きめ細かなサービスを提供することが必要です。

しかし、市町村において実施することが困難な場合は、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、サービスを確保することが求められています。

茨城県では、地理的自然条件や日常生活の需要・充足状況、交通事情等の社会的条件等を考慮し、県内を9地域に分けた「障害福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図っています。

古河市は「古河・坂東障害福祉圏」に属しており、圏域内の国や県の機関及び関係市町(坂東市・五霞町・境町)との連携により、施策の充実を図ります。



## 7 SDGsを踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 ゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

市の最上位計画である総合計画における施策の取り組みは、SDGs の趣旨と合致しているものであることから、本計画においてもその方針に準拠することとします。

市では、本計画に掲げる取り組みや事業を進めるにあたり、SDGs の理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 障がい児・者を取り巻く状況



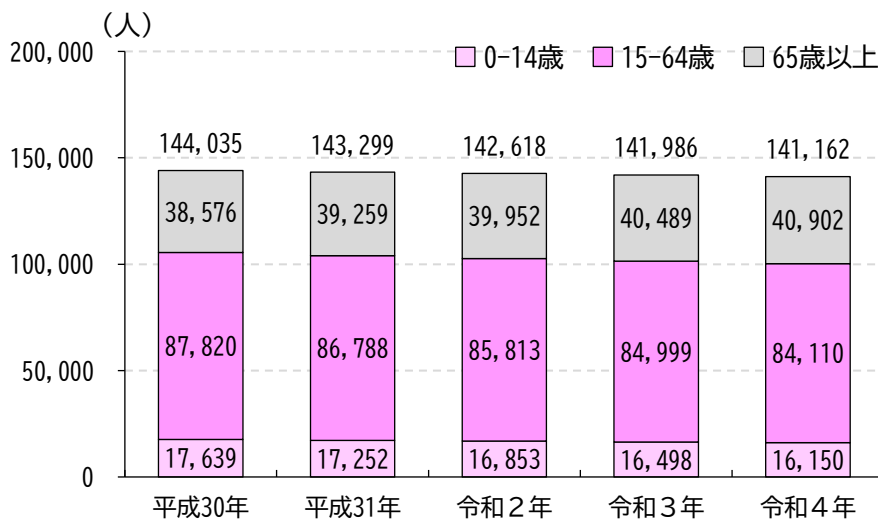
# 1 市の人口

## (1) 人口、世帯数の推移

市の総人口は、減少が続いています。特に「0-14歳」、「15-64歳」はともに減少、その一方で「65歳以上」は増加が続いており、少子高齢化が進行していることがわかります。

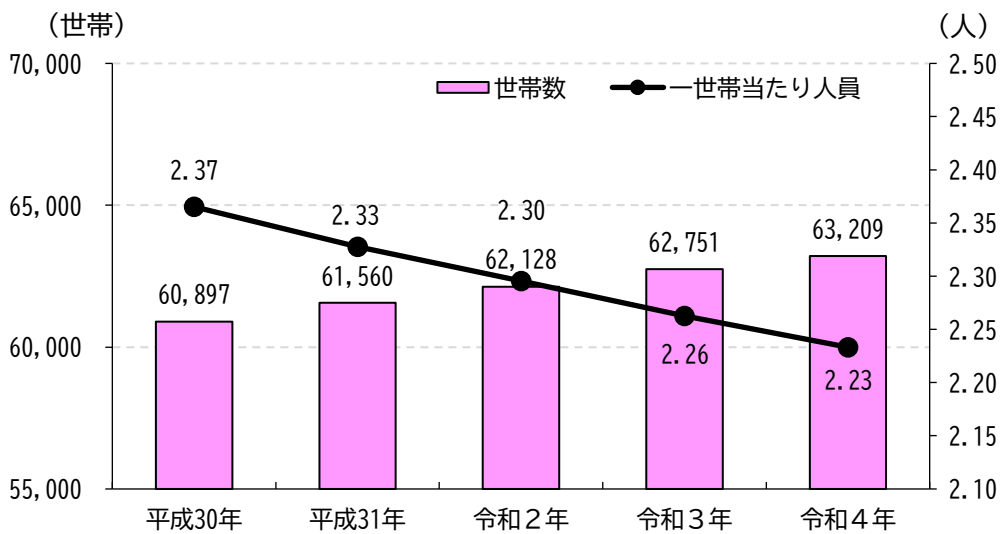
また、総人口は減少しているものの、世帯数の増加は続いており、一世帯当たり人員が減少していることから、小家族化が進んでいます。

市の年代別人口推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

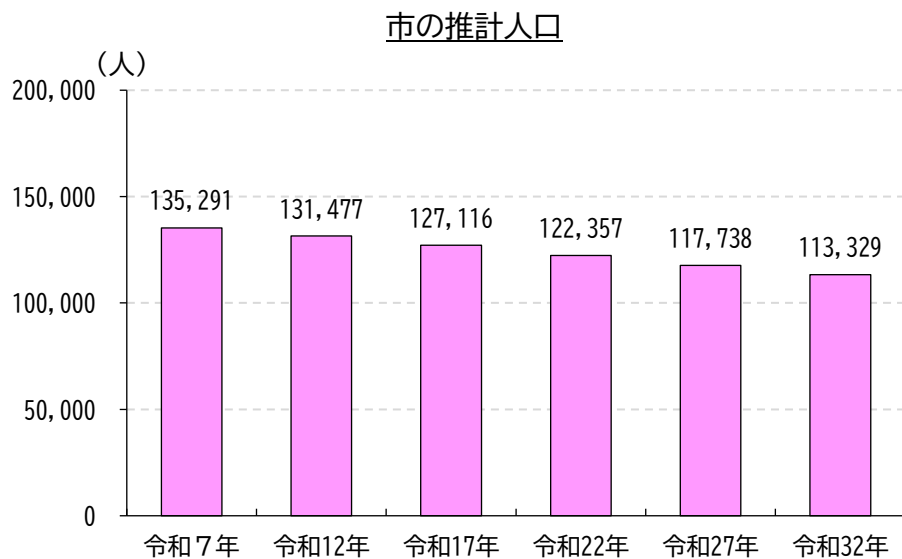
市の世帯数と一世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

## (2) 将来人口の推計

市の将来推計人口は、総人口と同様に減少する見通しで、令和22年では令和4年の住民基本台帳の人口(141,162人)と比べ、約2万人の減少が見込まれ、令和27年には12万人台を割り込む見通しです。



資料：古河市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

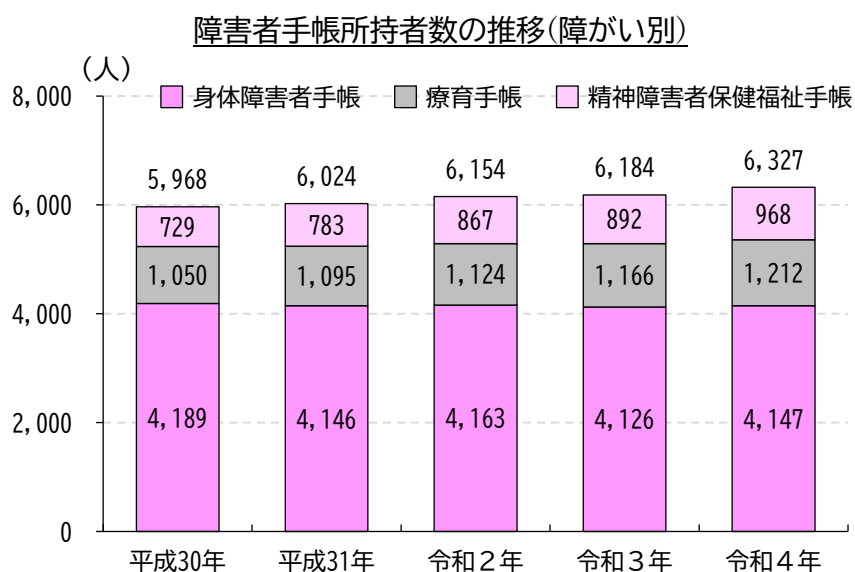


## 2 障害者手帳等の交付状況

### (1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳の所持者は、増加傾向にあり、令和4年時点では6,327人と4年前と比べ、359人増加しています。

障がい別にみると、「身体障害者手帳」の所持者は横ばいですが、「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」の所持者はいずれも増加しています。



資料：障がい福祉課（各年4月1日時点）

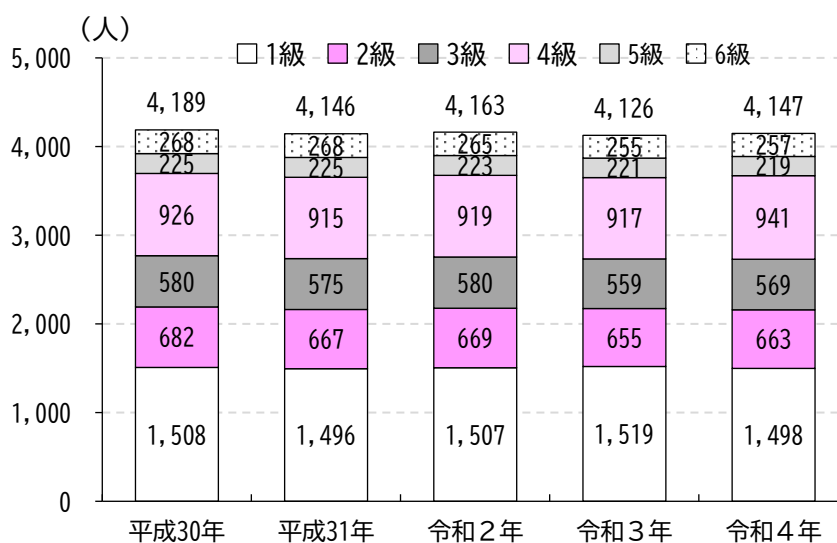
## (2) 身体障がい児・者の状況

身体障がいのある人(身体障害者手帳所持者)は、ここ数年は4,100人台で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

障がい等級別にみると、「1級」の所持者が最も多く、次いで「4級」が多くなっています。令和4年では、前年より「4級」が24人増加し、「1級」が21人減少しています。

- 1級が最も障がい程度が重く、以下障がい程度に応じて6級までとなっています。

身体障害者手帳所持者数の推移(障がい等級別)



資料：障がい福祉課（各年4月1日時点）

令和4年の身体障害者手帳所持者数を障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡」の順となっています。また、障がい等級別にみると、「肢体不自由」は「4級」の人が最も多く、「内部障がい」では「1級」の人が最も多くなっています。

身体障害者手帳所持者数(障がい種別・障がい等級別)

単位：人

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	98	19	1	431	949	1,498
2級	80	110	3	455	15	663
3級	13	56	28	303	169	569
4級	18	81	17	500	325	941
5級	25	0	-	194	-	219
6級	16	133	-	108	-	257
合計	250	399	49	1,991	1,458	4,147

資料：障がい福祉課（令和4年4月1日時点）

身体障がい児は令和4年時点で71人、障がい等級別にみると、「1級」が最も多くなっています。障がい種別でみると、「肢体不自由」が47人と最も多くなっています。

身体障がい児の状況(障がい等級別)

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	38	11	9	2	4	7	71

身体障がい児の状況(障がい種別)

単位：人

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
18歳未満	2	12	0	47	10	71

資料：障がい福祉課（令和4年4月1日時点）

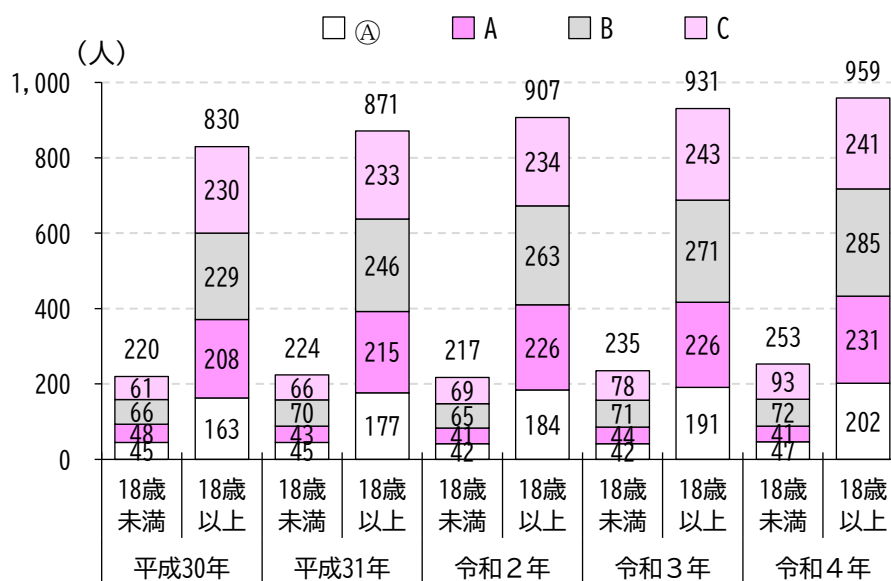
### (3) 知的障がい児・者の状況

知的障がいのある人(療育手帳所持者)は、18歳以上をみると、増加傾向にあり、令和4年時点で959人と4年前と比べ、129人増加しています。

障がい等級別にみると、すべての等級で増加傾向が続いています。18歳未満では、令和4年で「C」が大きく増加しています。

●①が最も障がい程度が重く、以下Cまでとなっています。

療育手帳所持者数の推移(障がい等級別)



資料：障がい福祉課（各年4月1日時点）

#### (4) 精神障がい児・者の状況

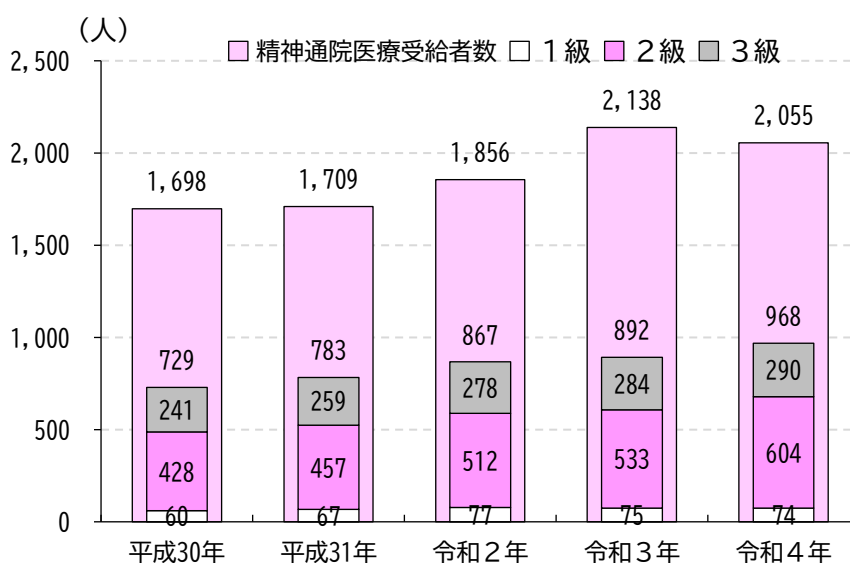
精神障がいのある人(精神障害者保健福祉手帳所持者)は、増加傾向にあり、令和4年時点で968人と4年前と比べ、239人増加しています。

障がい等級別にみると、「2級」が最も多く、「3級」とともにここ数年増加が続いています。

自立支援医療(精神通院医療)※受給者は、年々増加傾向になっています。

●1級が最も障がい程度が重く、以下3級までとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移  
(障がい等級別)



資料：障がい福祉課（各年4月1日時点）

精神障がい児を障がい等級別にみると、令和4年時点で17人、「2級」が最も多くなっています。

精神障がい児の状況(障がい等級別)

単位：人

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	15	2	17

資料：障がい福祉課（令和4年4月1日時点）

自立支援医療(精神通院)受給者数は令和4年時点で2,055人と平成29年と比べ、497人増加しています。平成29年と同様に「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」と「気分障害」が多く、いずれも増加しています。さらに、多くの精神疾患でも増加がみられ、その中でも「小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」では3倍以上、「症状性を含む器質性精神障害」では2倍以上の増加となっています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数の変化

単位：人

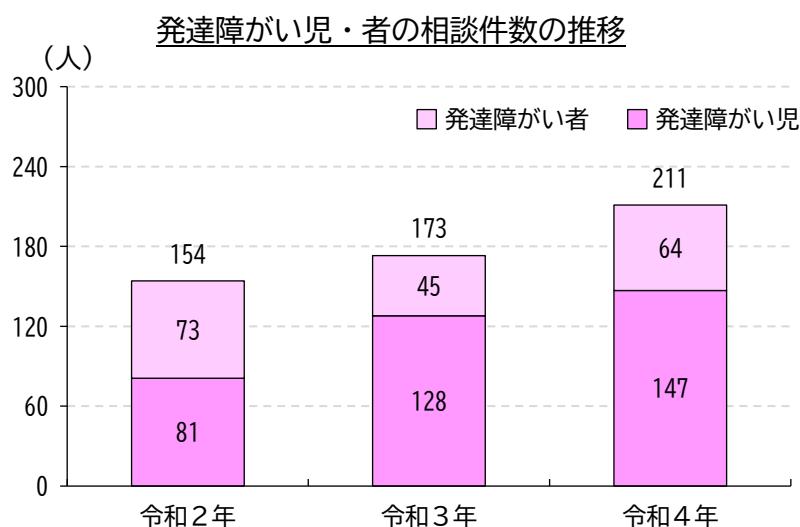
対象となる精神疾患	平成29年	令和4年
症状性を含む器質性精神障害	34	77
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	32	37
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	575	618
気分障害	582	772
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	102	150
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	9	18
成人の人格及び行動の障害	14	14
精神遅滞	30	40
心理的発達障害	32	64
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	13	47
てんかん	135	218
その他の精神障害	0	0
分類不明	0	0
合計	1,558	2,055

資料：障がい福祉課（令和4年4月1日時点）

### (5) 発達障がい児・者の状況

発達障がい※のある人は「自閉症※、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」(発達障害者支援法)とされています。

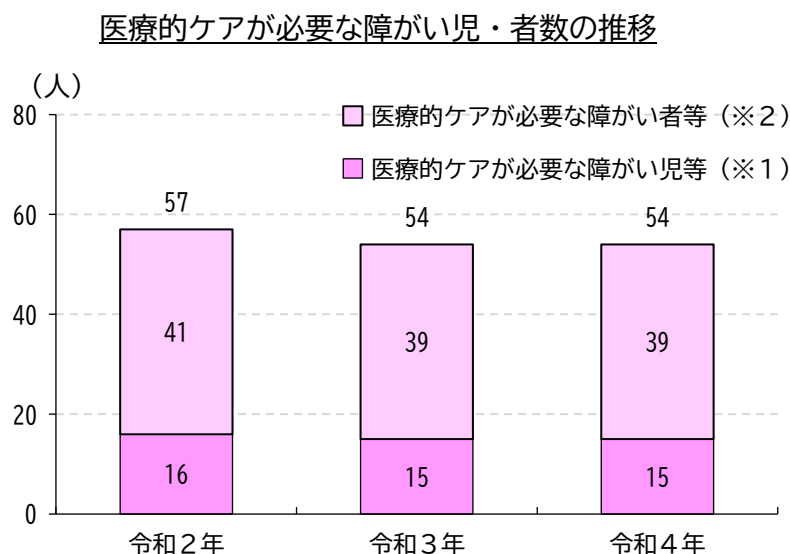
市では、障がい福祉課や児童発達支援センターにおいて、発達障がい児・者の保護者や本人等から障害福祉サービスの利用等に関する相談に対応しており、その件数は年々増加傾向にあります。



資料：障がい福祉課（各年4月1日時点）

### (6) 医療的ケア児・者の状況

医療的ケア児・者の人数は、令和4年時点で前年と変わらず54人と横ばいになっています。ただし、重度訪問介護、療養介護等の支援時間や内容は年々増加傾向にあります。



資料：障がい福祉課（各年4月1日時点）

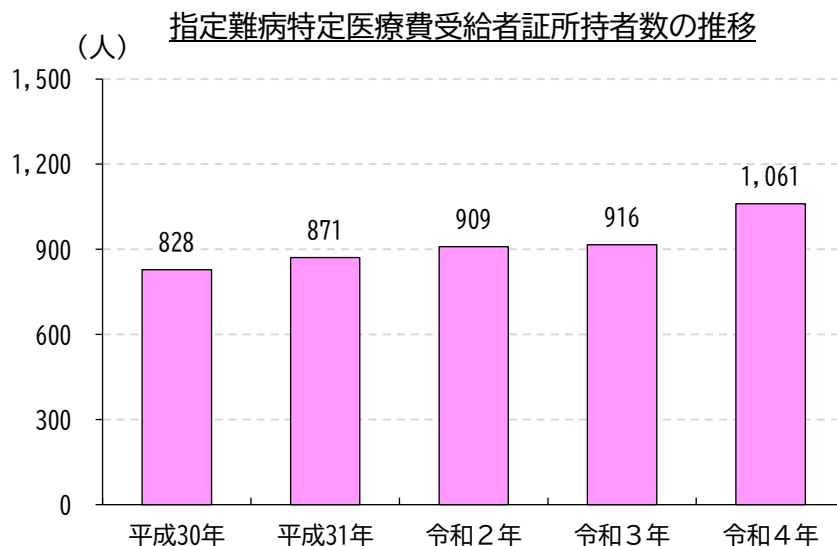
※1：重症心身型障害児通所支援等の障害福祉サービスを利用している児童

※2：重度訪問介護、療養介護等の障害福祉サービスを利用している者

## (7) 難病患者等の状況

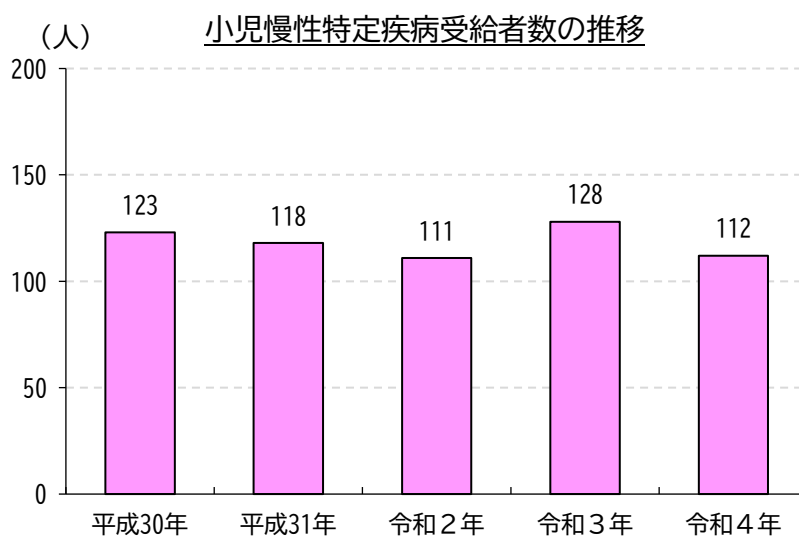
難病患者(指定難病特定医療費受給者証所持者数)は令和4年時点で1,061人であり、ここ数年増加傾向にあります。

難病患者の増加は、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」が施行され、医療費助成の対象となる指定難病の種類が増加していることによるものと考えられます。指定難病の対象は令和4年4月1日時点で338疾患となっています。



資料：障がい福祉課（各年4月1日時点）

小児慢性特定疾病受給者は、令和4年時点で112人と前年と比べ減少しており、ここ数年は110～120人台で推移しています。医療費助成の対象となる疾病の拡大がなされ、令和4年4月1日時点で788疾病(16疾患群)となっています。



資料：障がい福祉課（各年4月1日時点）

### 3 アンケート調査結果の概要

---

#### (1) 障がい当事者調査

「第4期古河市障害者基本計画」を策定するための基礎資料及び市内在住の障がいのある人の福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に調査しました。

##### 1. 調査期間

令和4年8月2日(火)～令和4年9月20日(火)

##### 2. 調査対象者、調査方法

市内に居住する障がいのある人や、その家族を対象に調査票配布、ウェブ回答と窓口での調査票回収、郵送による回収

##### 3. 回収数

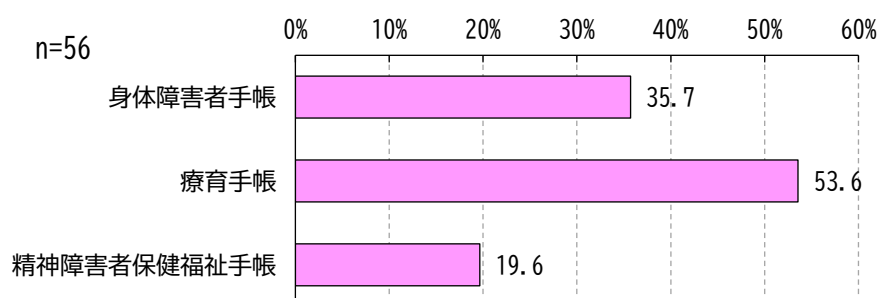
56票



## 【回答者について】

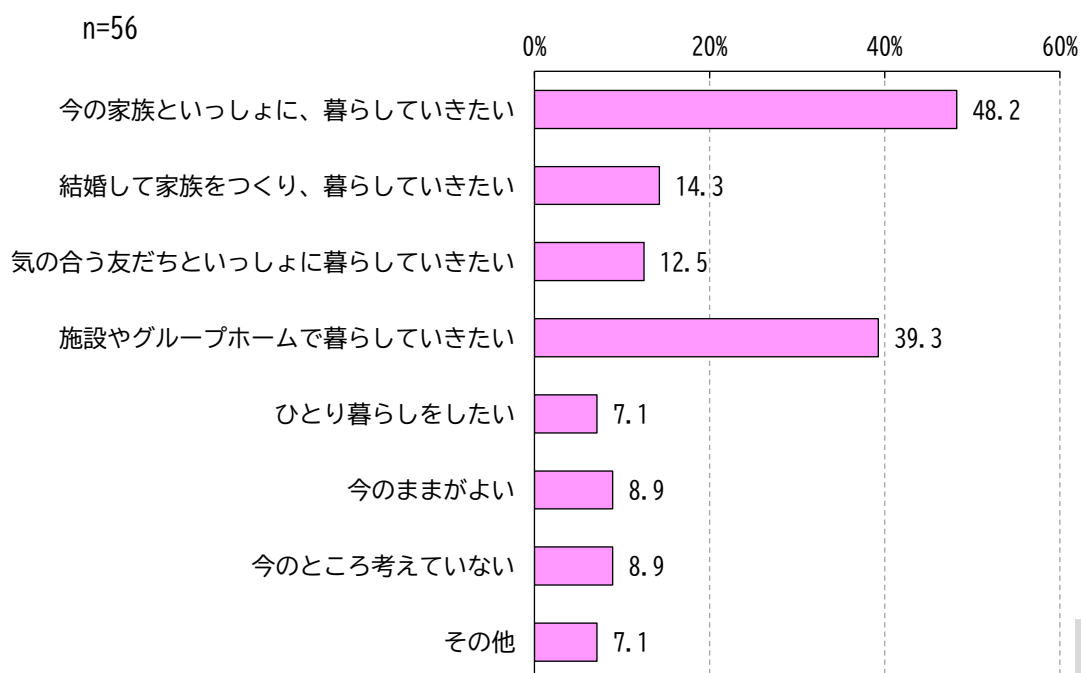
「身体障害者手帳」が35.7%、「療育手帳」が53.6%、「精神障害者保健福祉手帳」が19.6%となっています。

◆手帳の等級と種別を教えてください。



希望する暮らし方は、「今の家族といっしょに暮らしていきたい」が48.2%と最も高く、次いで、「施設やグループホームで暮らしていきたい」が39.3%、「結婚して家族をつくり、暮らしていきたい」が14.3%、「気の合う友だちといっしょに暮らしていきたい」が12.5%となっています。

◆将来はどのような暮らしをしたいですか。



【相談について】

◆日頃の生活において、困ったことがあった場合、どこに相談することが多いですか。相談によって困りごとは解決しましたか。日頃、相談に関して、感じていることをご記入ください。

・今のところ家族や友人などと相談し解決できている。(63歳/肢体不自由:3級)

・移乗やお風呂などが大変になってきている。友人や相談員さんに相談することは多く、いろんな回答をもらい、いろんなことがわかってはきたけれど、サービスなどを利用するこちら側の気持ちがなかなか乗らない。困ってはいるけど、もう少し大丈夫かなと思うと、なかなか使い出すタイミングがわからない。

(13歳/肢体不自由:1級/知的:Ⓐ)

・どこに相談していいかわからない。(50歳/肢体不自由:2級)

・学校、主治医、児童デイサービスの先生など関連する人に相談し、統一した対応をお願いするので家庭と連携するようにして解決している。行政による発達相談電話サービスがあったらいいと思う。(15歳/知的:A)

・どこにも相談しない。困るのはお金のことが多いので、どこに相談してもどうにもならないと感じている。(46歳/精神:2級)

・就労支援施設の人に相談することが多い。かかりつけの精神科の先生に相談することもある。解決したり、しなかったり。もちろん、親にも相談している。

(28歳/精神:2級)

## 【障がい児について】

## ◆【未就学児のお子さんをお持ちの方】

就学するにあたって、不安なことはどんなことですか。日頃、感じていることをご記入ください。

- ・地域の小学校へ就学予定なので、我が子が周りのお子さんとうまくやっていけるのか、気になる。子どもが誤解されないように、保護者の方々とうまくやっていけるか、私がいろいろと架け橋になれたらなと思う。(年齢無回答/知的:A)
- ・支援学級・支援学校等、どこに行けばいいのか、そこで選んだあとの就労までの道筋がわからない。(年齢、障がい種別無回答)

## ◆【就学児のお子さんをお持ちの方】

学校や教育機関で、適正な教育や指導を受けられていますか？また、卒業後に不安はありますか。日頃、感じていることをご記入ください。

- ・今よりも卒業後のほうが不安。家族とできるだけ一緒に過ごしたいと思っているので、生活介護の事業所はなくてはならない。そして入所の場所も絶対必要。  
(11歳/肢体不自由:1級)
- ・学校は行き、年数が経つほどに子どもの成長を感じている。そこにはたくさんの大人や子どもとの関わりが大きいと感じる。卒業後はその関わりが学校より減ることに不安を感じる。卒業後、通える施設が複数あることを望む。  
(13歳/肢体不自由:1級/知的:Ⓐ)
- ・学校は楽しく通えているので助かっている。卒業後は重度の支援事業所の空きが少ないようなので不安。(年齢無回答/知的:Ⓐ)
- ・学校で適正な指導を受けられていると思う。卒業後は職に就くことができるのか、毎日元気に過ごせるか、漠然とした不安がある。(9歳/知的:A)

【権利擁護について】

◆判断能力が十分でない方の権利と財産を守る、「成年後見制度※」についてどのようにお考えですか。日頃、感じていることをご記入ください。

- ・成年後見制度については熟知しているつもりではある。後見人が誰になるのか、またその報酬が高額であることから報酬の改定が必要と考える。実際には市民後見人がいない現実がある。この部分を拡充していただきたい。(57歳/肢体不自由:1級)
- ・まだまだ制度の認知度が低いように思われる。制度を検討している人に役立つような情報提供を増やすことが必要。「親亡き後」に備え、ファイナンシャルプランナーなど専門家を講師に招いて、お金や住まいの問題についてのセミナー等の開催があるとよい。(年齢無回答/肢体不自由:2級)
- ・制度があっても手続きが複雑で、手続きを進めても最終的には、制度を使うことが難しいと感じている。果たして制度を理解できる障がい者本人、障がい者家族がどれだけいるのか。制度そのものを奨めるつもりが行政としてもあるのか、であればもっと制度を使ってもらえますよ、の姿勢を示してもらいたい。(16歳/知的:B)
- ・本当に信頼できる人間を見つけられるか。悪用されないか。(7歳/知的:B)
- ・本人がどの程度必要なのかがわからない。制度が難しい。(13歳/知的:C)
- ・親がいなくなったときのことを考えて、早めに成年後見人をつけたいと思っている。機会があったら、いろいろと相談できる所へ行ってみたいと思っている。(28歳/精神:2級)
- ・いずれは必要になるかも…程度に考えている。(14歳/精神:2級)

## (2) 障害福祉サービス提供事業所調査

「第4期古河市障害者基本計画」を策定するための基礎資料及び市内に拠点のある障がい福祉関係事業所の福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に調査しました。

### 1. 調査期間

令和4年8月2日(火)～令和4年9月20日(火)

### 2. 調査対象者、調査方法

市内において、障害福祉サービスを提供している事業所を対象にウェブ回答

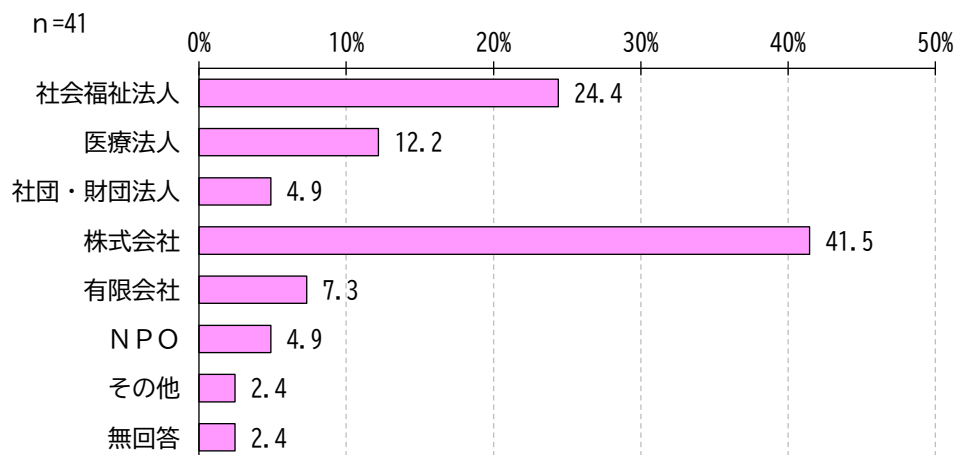
### 3. 回収数

41票

【事業所について】

設立主体は、「株式会社」が41.5%と最も高く、「社会福祉法人」が24.4%、「医療法人」が12.2%となっています。

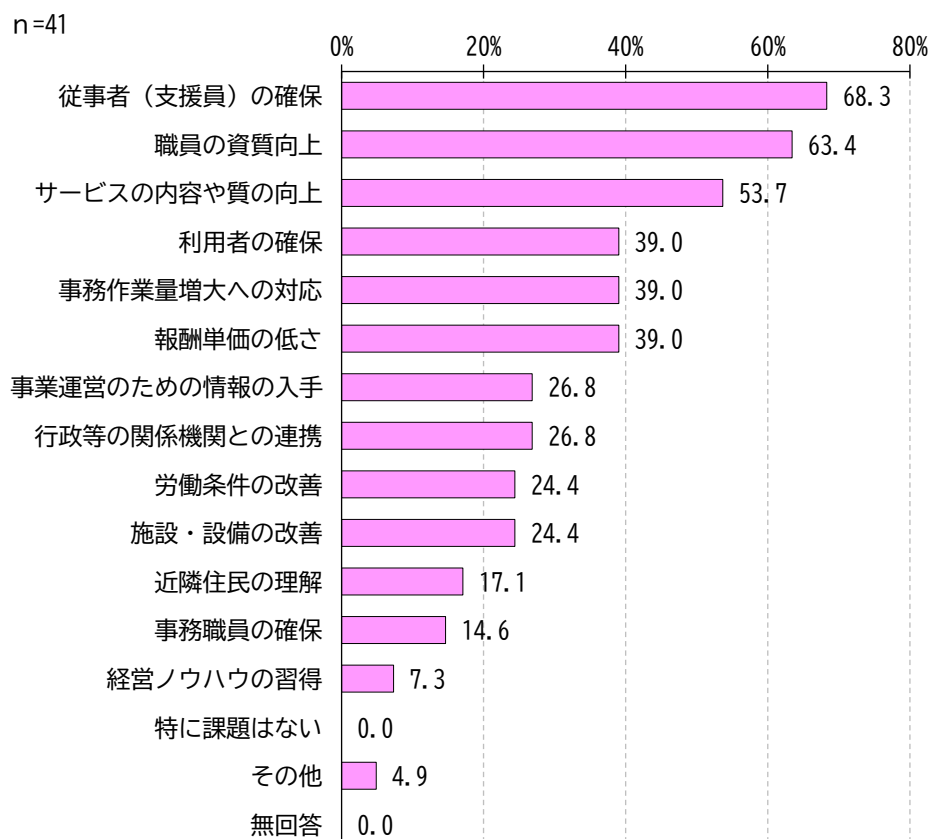
◆貴事業所の設立主体は次のどれですか。



【今後の運営やサービス提供について】

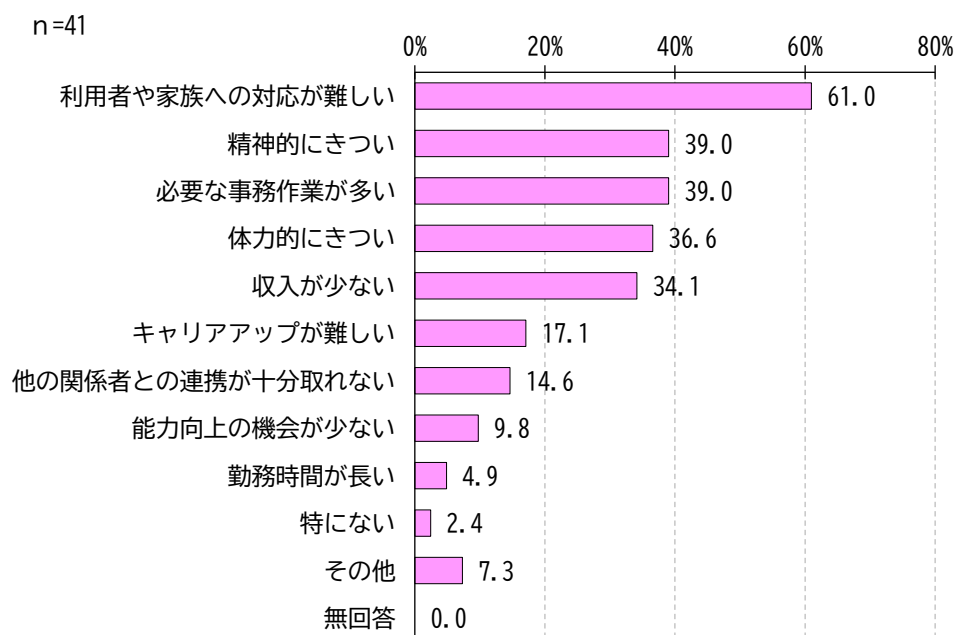
改善したい経営上の課題は、「従事者(支援員)の確保」が68.3%と最も高く、次いで「職員の資質向上」が63.4%、「サービスの内容や質の向上」が53.7%となっています。

◆円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題は何ですか。



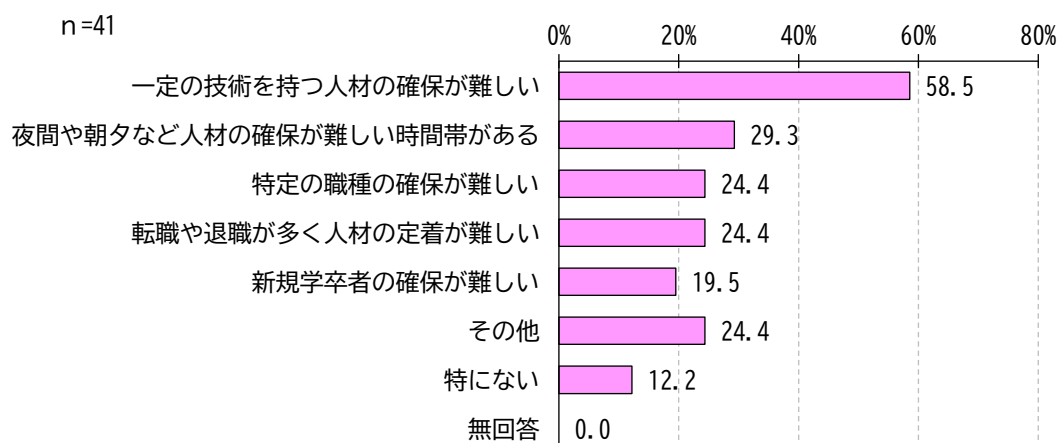
職員の困りごとは、「利用者や家族への対応が難しい」が61.0%と最も高く、次いで「精神的にきつい」、「必要な事務作業が多い」が39.0%、「体力的にきつい」が36.6%となっています。

◆貴事業所の職員の方は、どのようなことで困っていますか。



人材確保についての課題は、「一定の技術を持つ人材の確保が難しい」が58.5%と最も高く、次いで「夜間や朝夕など人材の確保が難しい時間帯がある」が29.3%、「特定の職種の確保が難しい」、「転職や退職が多く人材の定着が難しい」が24.4%となっています。

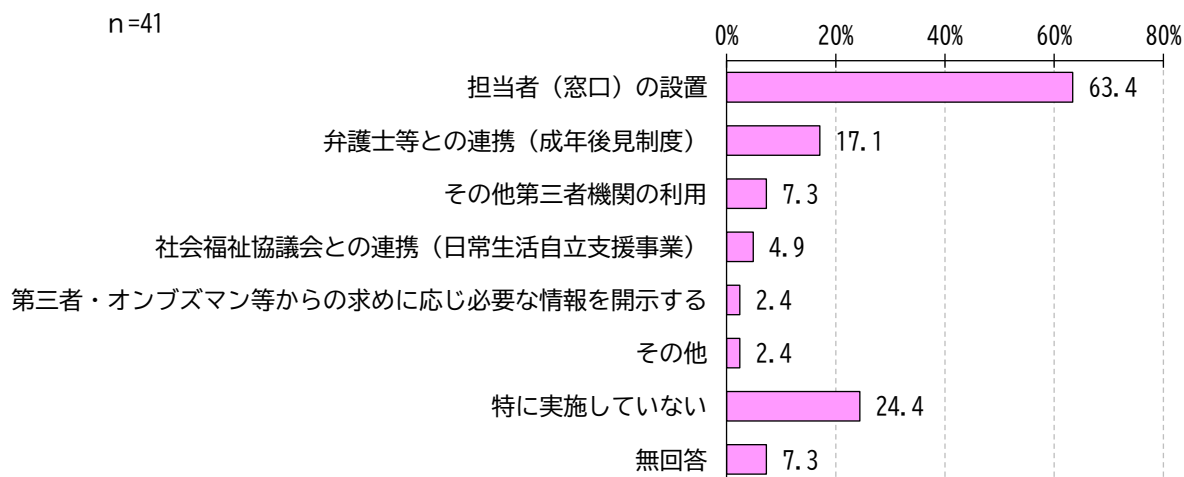
◆人材確保にどのような課題がありますか。



【権利擁護について】

利用者の権利擁護について実施していることは、「担当者(窓口)の設置」が63.4%と最も高く、次いで「弁護士等との連携(成年後見制度)」が17.1%となっています。また、「特に実施していない」は24.4%となっています。

◆貴事業所では、利用者の権利擁護について実施していることはありますか。



◆貴事業所では、成年後見制度の利用についてどのようにお考えですか。

- ・成年後見制度のメリット・デメリットを十分に理解したうえで、慎重に判断することが必要と考える。
- ・利用者が納得せずに(まだ自分でできる)進まないケースが多くみられる。
- ・制度についての説明を求められた場合や必要と感じる家族に対して、説明や希望があれば申請の手伝いを行う。
- ・必要だと思われるケースはあるが、手続きの難しさ、時間を要する等、具体的な進め方を考えると躊躇してしまう。
- ・親族等がおらず自身で管理できない場合は、積極的に金銭管理や代理手続き等の成年後見制度を活用すべき。
- ・保護者も高齢になるにつれて検討していかなければならない方も多くなってきているので、セミナーの案内等の周知を行っている。
- ・現状までに当該制度に該当する通所者等が存在せず、また、今後も極めてわずかな機会となると想定している。ただし、当該制度は障がい児・者にとって、極めて重要な制度であるという認識は強く持っている。



## 4 ヒアリング調査結果の概要

### (1) 調査の目的

計画策定の基礎となる市における障がいのある人の現状把握、課題の発掘を目的に調査を実施しました。

### (2) 調査期間

令和4年9月1日(木)～9月21日(水)

### (3) 調査対象

種別	団体名
障がい者団体	古河市心身障害児（者）父母の会
	古河市身体障害者（児）福祉団体連合会
	古河視覚障害者協会
	古河市聴覚障害者協会
	古河地方家族会
障がい児関係	境特別支援学校教員
	境特別支援学校PTA
	下妻特別支援学校教員
	下妻特別支援学校PTA
	筑西児童相談所
	古河市教育研究会 特別支援教育研究部
障がい者就労関係	古河公共職業安定所
	障害者就業・生活支援センター※（慈光倶楽部）
ボランティア団体	古河市社会福祉協議会
障害福祉サービス事業所	基幹・地域相談支援センター
保健・医療関係	古河保健所
庁内関係各課	障がい福祉課・福祉推進課・子ども福祉課 高齢介護課・子育て包括支援課（古河市児童発達支援センター）・健康づくり課・国保年金課・指導課 学校教育施設課・生涯学習課・スポーツ振興課 消防防災課・交通防災課・都市計画課・道路整備課

#### (4) ヒアリング調査内容（抜粋）

##### (1) 障がい者団体

###### ◆日常生活(不安・不便だと思うこと)について

- ・歯医者をつくってほしいと要望をしたが、現状では、県外の病院や一時間かかる遠方の歯医者へ通院している状況で困っている。
- ・介護者も高齢になってきており、遠くの病院へ運転するのも困難な状況になってきている。福祉タクシーで、病院に連れて行ってくれるサービス等があればよい。
- ・子息がいない人の緊急手術などにおける保証人の問題。行政や社会福祉協議会などの代理人制度などあるとよい。
- ・障がい者用の駐車場において、屋根があればよりよい。そのスペースについて利用者のすみわけができていない。障がいに特化したスペースではなくなっている。
- ・民生委員が一度も訪問していない地区がある。高齢者を主軸にみて、障がいのある人の様子をみに来ていない。

###### ◆必要な情報の取得や相談について

- ・心臓に障がいと、ダウン症もあったが、身体障害者手帳のみの取得しかしなかったが、友達の母親から「二つの手帳を取得できる。」と聞き、療育手帳を取得した。行政からは何も説明がない場合も多く、父母の会等で情報交換をして初めて知ることも多い。

###### ◆市の施策について、重点的に取り組んでもらいたいことについて

- ・民間の事業所ではなく、市で事業所をつくってほしい。民間では利益を求めてしまうので、人が足りない等のことから、支援も手薄になってしまい質が低下しているように感じる。障がい者より、高齢者に力を入れていると感じてしまう。

###### ◆生活支援サービス(福祉サービス)について

- ・移動支援の使い方を柔軟に。利用目的の許容範囲を大きくする。対象者を等級で区切るのではなく、その方に見合った支援が必要。対象制限が厳しすぎる。

###### ◆保健・医療について

- ・特定健診は車いすの方は利用できない。検診車がバスで乗り入れができない。健康づくり課でそういった方にきめ細かいサービスを行っていただきたい。

◆社会参加(文化芸術活動、スポーツ)について

- ・スポーツ大会。障がいのある人のみでなく、小学生・中学生も一緒に巻き込んで事業を行ってもよいのでは。そういったことで、接し方などが身につく。

◆就労・雇用について

- ・法定雇用率※を守ろうとしている企業・違約金を払えば済むととらえている企業があり、企業が費用をかけて整備する必要もあるため、古河市では求人がないと思われる。

◆災害時について

- ・福祉避難所について。いったん通常の一次避難所に行き、避難が長期化される場合に開設される福祉避難所への移動は負担が大きい。はじめからダイレクトに福祉避難所へ避難するほうが負担が少ない。
- ・一番の不安はトイレ。車いす使用は、トイレ利用が不可な避難場所があり、避難を断られたことがある。
- ・避難所でのトイレ介助、食事の支援がほしい。

◆権利擁護について

- ・合理的配慮※が、されていない。合理的な配慮とは何なのか理解されていない。
- ・成年後見制度はやるべきかわからない。家族後見が主流となっているのでは。
- ・相互理解、啓発、若年層ができていないと感じる。ボランティア教育があればよい。特に学校などで。国によって取り組みが違う。インクルーシブ教室で障がいのある人も普通学校へ通えるように努力中。

◆タクシー助成について

- ・医療機関以外でも使用できるようにしてほしい。
- ・タクシー券の発行、領収書を付けて申請する申請方法を変えてほしい。

## (2) 障がい児関係

### ◆日常生活(不安・不便だと思うこと)について

- ・災害時の避難先について懸念を感じているとの意見あり。利根川付近地区の避難所はハード面で使いづらく、市へ福祉避難所について問い合わせても「決まっていない」と回答され、不安である。避難所をドラッグストア等必要な物資が買える場所に開設してほしい。
- ・一般の避難所開設よりも福祉避難所の開設を優先するべきではないか。

### ◆必要な情報の取得や相談について

- ・障がい者フォーラム(現インクルーシブフェスティバル)の通知が公立の小中学校へ配布されないのが残念である。障がいのない人にも理解を深めるきっかけになるのではないか。

### ◆障害福祉サービスについて

- ・児童から18歳到達により者になると、利用できるサービスや受け入れ先が急激に少なくなる。
- ・医療的ケアが必要な者が利用できる生活介護の事業所が少なく、将来が不安である。絶対数が少ないのが現状である。

### ◆特別支援学校卒業後の進路について

- ・生活介護や障害者支援施設の事業所を希望する利用者の数に対し、事業所数が不足しているように感じる。現状何とか受け入れてもらっているが、今後が心配である。また、一般就労ができそうな児に対しては、学校が直接企業に連絡を取り、生徒を紹介することなど行っているが、障がいのある人に理解がある企業は限られていると感じる。

### ◆医療的ケア児支援センターのあり方について

- ・医療的ケア児支援センターの設置については、県が行うものとされている。しかし、医療的ケア児・者の支援については、将来にわたり継続されていくものであり、支援が必要な対象者が増加し続けていき数年でその機能が崩壊すると予想される。
- ・障害福祉サービスにつながらない、相談を受けても報酬が出ない。
- ・茨城県は茨城東病院に医療的ケア児支援センターが配置されるが、地理的に遠すぎる。
- ・市役所に相談窓口があるといい。

◆医療的ケア児・者とその家族に降りかかる問題について

・親が仕事を辞め、24時間子どもにつきっきりにならざるを得ないというケースが非常に多い。就労できないことは、経済的な困窮につながり、また、身体的・精神的な負担の大きさから、両親の離婚など、家庭環境が悪化するケースがある。さらに、ケア児・者に親がかかりきりになることで、兄弟と親とのコミュニケーションがなくなるケースがあり、医療的ケア児・者を介護する両親や家族の負担は非常に大きく、家族だけでは抱えきれない場合が多くある。家族、兄弟への支援については、地域ぐるみで支援できる体制が必要である。

◆医療的ケア児・者の受け皿について

・医療的ケアが必要な子どもたちの保育所(園)や幼稚園、また、障害福祉サービス事業所の受入体制が整っていない。保育所(園)や幼稚園、障害福祉サービス事業所と連携して、地域で支える体制の整備が必要である。

### (3) 障がい者就労関係

#### ◆多様な就労の場の確保について

- ・一般企業の受入れ先が限定的になっている。
- ・企業側の障がいへの理解がまだまだである。
- ・支援していて、本人や企業から相談があっても、通いきれるかどうか、交通手段がないとうまく結びつけられない。自動車免許がある人ばかりではない。バスの時間が就業時間に合わない等、対応が困難なケースも少なくない。
- ・企業側のバスの送迎も減っていると思われる。
- ・企業側が障がいのある人に対し、どのような業務を用意していいかがわからない等の相談も多くある。
- ・障がいのある人を指導する社員の育成が重要である。
- ・精神障がい(発達障がい含む)の方は、長時間労働が困難な場合が多い。
- ・就労支援A型につなげた方が、その後一般就労に至り、短期間で就労支援A型に戻ってしまうことが多い。理由として、就労支援A型で最低賃金以上収入を得て、その他の福祉サービスが利用できる環境に慣れてしまい、一般就労の環境に順応できないことがあげられる。

#### ◆その他について

- ・精神・発達障がいの新規登録者数は、令和元年度 1,008件、令和2年度 1,153件、令和3年度 1,234件と増加傾向である。
- ・法定雇用率は週20時間勤務しないと雇用率の達成には至らない(雇用保険加入基準)。
- ・法定雇用率の人員のカウントとして、知的障がい者の場合、療育手帳 B、C の人では、週20時間から週30時間未満就労しても、0.5人としてカウントされてしまう。企業側は知的軽度の療育手帳Cで、障害者職業センターによる重度知的障害者判定が得られた人材を確保したがる傾向がある。そのため、A、㊦の就業の弊害となっている。

#### (4) 障害福祉サービス事業所（相談支援事業所）

##### ◆相談支援の充実について

- ・相談支援を利用する方は年々増加しているが、新規の事業所や相談支援専門員が増えず、新規の利用者の受入れが困難になっている事業所がある。
- ・事業所によっては、相談支援業務以外を兼務しており、相談支援専門員の業務負担が大きい。また、相談支援専門員の資格をとっても、相談業務に携わらないので人数が増えていかないという現状がある。
- ・相談支援利用者の増加により、相談支援の利用が困難になることも勘案して、今後、セルフプランの導入も検討していく必要がある。
- ・相談支援の質の向上と効率化を図るために、安定的な事業所運営、報酬改定、組織や体制の見直し等が必要である。
- ・高齢の障がいのある人が、スムーズに介護保険サービスに移行するため、介護保険サービス事業所との連携が必要であり、双方の業務内容や法律、制度を理解していくことが必要である。
- ・介護保険サービスの居宅介護支援事業所と障害福祉サービスの相談支援事業所との研修会や意見交流会等があれば、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携が図れると思う。





## 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 国の動向

国においては、障害者自立支援法の施行(平成18年)から、障害者福祉の拡充のためのさまざまな制度改正や環境整備等が進められてきました。現状として平成30年3月には、「障害者基本計画(第4次)」が策定され、令和4年度までの5年間における障害者福祉のあり方が示されています。「障害者基本計画(第5次)」については、以下のように骨格案が国から示されています。

### 1. 基本理念

- ・ 障害者権利条約の理念及びこの理念に即して改正された障害者基本法の理念
- ・ 障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

### 2. 基本原則

- ・ 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第3～5条の基本原則にのっとり、障害者施策を総合的かつ計画的に実施。  
(地域社会における共生等)
- ・ 障害者の尊厳の尊重を目指す障害者権利条約の理念
- ・ 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第3条の趣旨  
(差別の禁止)
- ・ 障害者権利条約第5条(平等及び無差別)の理念
- ・ 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第4条の趣旨
- ・ 基本法第4条を具体化した障害者差別解消法及び同法の一部改正法の趣旨  
(国際的協調)
- ・ 障害者権利条約第32条(国際協力)の理念
- ・ 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第5条の趣旨
- ・ 障害者権利条約の批准を受け、今後は国際的枠組みとの連携の推進を図っていく。

### 3. 社会情勢の変化

- (1)2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- (2)新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (3)持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

#### 4. 各分野に共通する横断的視点

・本計画に記載する各分野の施策については、前項の基本原則や社会情勢の変化を踏まえつつ、以下の視点に留意しながら推進するものとする。

- (1)条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
  - ①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用
  - ②アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進
- (3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5)障害のある女性、子供及び高齢者に配慮した取組の推進
- (6)PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

#### 5. 施策の円滑な推進

- (1)連携・協力の確保
- (2)理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
  - ①重点的に理解促進等を図る事項
  - ②理解促進等に当たり配慮する事項

## 各分野における障害者施策の基本的な方向

<b>1. 安全・安心な生活環境の整備</b> (1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等 (3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
<b>2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b> (1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等 (3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上
<b>3. 防災、防犯等の推進</b> (1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
<b>4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</b> (1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障害を理由とする差別の解消の推進
<b>5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</b> (1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障害のある子供に対する支援の充実 (5)障害福祉サービスの質の向上等 (6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7)障害福祉を支える人材の育成・確保
<b>6. 保健・医療の推進</b> (1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療
<b>7. 行政等における配慮の充実</b> (1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等 (3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4)国家資格に関する配慮等
<b>8. 雇用・就業、経済的自立の支援</b> (1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障害者雇用の促進 (4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5)福祉的就労の底上げ
<b>9. 教育の振興</b> (1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備 (3)高等教育における障害学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実
<b>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</b> (1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
<b>11. 国際社会での協力・連携の推進</b> (1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進 (3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4)障害者の国際交流等の推進

## 2 茨城県の動向

県においては、障害者福祉に関する施策を計画的に推進するため、平成15年3月に「いばらき障害者いきいきプラン」を策定し、その後平成18年4月には、障害者自立支援法が施行されたことにより、平成19年3月に「第1期茨城県障害福祉計画」を、平成21年3月には「第2期茨城県障害福祉計画」を策定し、「いばらき障害者いきいきプラン」の実施計画としての位置づけのもと障害福祉サービスの提供体制の整備・充実等を促進しています。

現時点では「第2期新しいばらき障害者プラン(障害者計画+障害福祉計画+障害児福祉計画)」が平成30年度から令和5年度を計画期間に策定されており、3年ごとの内容見直しに伴い、令和3年3月に改定版が出されています。「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念に掲げ、以下のように3つの基本目標と15項目の施策を立てています。

### 「第2期新しいばらき障害者プラン【改定版】」施策体系

#### I ひとりひとりが尊重される社会をめざして

- 1 思いやりと助け合いの心づくり
- 2 権利擁護の推進
- 3 地域生活への移行の促進
- 4 教育・育成の充実
- 5 就労機会の拡大
- 6 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

#### II 質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして

- 1 保健・医療の充実
- 2 福祉の充実
- 3 障害児支援の提供体制の整備
- 4 人材の確保・育成
- 5 地域共生社会の実現に向けた取組み

#### III 快適に暮らせる社会をめざして

- 1 人にやさしいまちづくり
- 2 外出支援の充実
- 3 安全・安心な暮らしの確保
- 4 行政サービス等における配慮

### 3 計画の基本理念

国の障害者基本計画(第5次)は、基本理念として「障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のために障害者施策の基本的方向を定める」とし、基本原則として「障害者の権利に関する条約」の理念に即して改正された障害者基本法の基本原則にのっとり、障害者施策を総合的かつ計画的に実施する」としています。

障害者基本法(平成23年8月改正)では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に加えています。

これらの国の動向及び本計画が障がいのある人のみならず、全市民を対象としていることから、前計画からの基本理念を継承し、本計画では「障がいのある人もない人も、ともに心豊かに安心して暮らせるまち」を基本理念とします。



#### 【基本理念】

**障がいのある人もない人も、  
ともに心豊かに安心して暮らせるまち**



## 4 計画の基本的な視点と基本施策

### 基本的な視点1 一人ひとりが自分らしく生きる社会

- 基本施策1 健やかに暮らす（保健・医療）
- 基本施策2 子どもと家庭への支援（教育・療育）
- 基本施策3 地域で働く（雇用・就業）

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し成長していくためには、一人ひとりのライフステージ※ごとの課題に応じた支援が必要です。

まず、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療のために、日常的な保健・医療サービスを充実させ、健康を守ることが大切です。

障がいのある子どもにとって、障がい種別・状態、能力適性等に応じた教育・育成が、その成長段階に応じて適切に行われるよう、療育※も含めたさまざまな支援が必要です。また、医療的ケアの必要な子どもへの支援に対しては、医療、保健、福祉の連携の観点からも総合的な支援を推進し、体制の整備を図ることが大切です。

さらに、障がいのある人が真に自分らしく生きるためには、基礎的条件として経済的安定があり、その実現のためには就労を支援していく必要があります。障がいのある人の雇用の場を確保することは、生活の安定をもたらすとともに、就労を通じた社会参加につながります。一人ひとりの個性に合った雇用と障がいに対して理解を深める教育も含めた職場環境の整備が必要です。

このようなことから、障がいのある人がいきいきと成長し社会に参加できるように、各年齢段階(ライフステージ)に応じた支援を進め、「一人ひとりが自分らしく生きる社会」をめざします。



## 基本的な視点2 地域で支え合う共生社会

- 基本施策4 地域生活へのサポート（生活支援）
- 基本施策5 地域における支え合い（交流・協働）

「共生社会」とは、障がいのある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会のことです。国は、「共生社会」を、国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身につけていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会をめざし、「共生社会」実現のために、社会や国民生活に関わるさまざまな課題について、めざすべきビジョン、目標や施策の方向性を基本方針として定め、これを政府一体の取り組みとして強力に推進するとしています。

共生社会の実現のためには、障がいのある人は地域における生活支援が必要であり、相談からサービス提供に至るまで、切れ目のない体制づくりが重要になります。そのためには、誰もが必要な情報を適正に得られる環境が必須です。近年のICT技術の進歩からも、さらなる情報提供体制の充実とともに、情報のバリアフリー化が求められています。

また、急速な少子高齢化の進行により、今後、障がいのある人が高齢になり、障がいの重度化や重複化など、障害福祉サービスを提供する際に新たな課題も生じてきます。障害福祉施策を推進するにあたり関係機関、自治会や行政区等の地域組織と連携し、関係法との整合を図り、高齢化による課題を加味した取り組みを進めることも必要となります。

さらに、障がいのある、なしにかかわらず、ともに地域で活動する交流の場や機会を充実させ、ボランティア意識の高揚と活動への参加を促進することが求められています。日頃から地域の住民同士のつながりを持つことは、防災・防犯の面からも重要であり、障がいのある人をはじめ、すべての市民にとって共通の課題です。

そのために、障がいのある人もない人も、地域に住む人々がお互いを理解し、交流を深め、「地域で支え合う共生社会」をめざします。

### 基本的な視点3 すべての人が安心して暮らせるバリアフリー社会

- 基本施策6 一人ひとりを大切にするまち（啓発・相互理解）
- 基本施策7 とともに暮らすまちづくり（生活の質の向上）

すべての人が安心して暮らすためには、障がいのある人もない人も、一人ひとりお互いを大切にすることが重要です。障がいのある人が社会参加をするうえで妨げとなるさまざまな障壁(バリア)について、相互理解を深め、ともに取り除いていくことが必要です。

また、障がいのある人の生活の質を向上させるために、安定した住まいを確保することや社会参加の場や機会を拡充していくことが大切です。社会参加や交流には、誰もが移動しやすい交通環境整備が必要です。交通環境整備等においては、ハード面に加え、交通機関の利用に際して合理的配慮のあるサポート環境や支え合う意識を醸成し、ともに暮らすまちづくりを進めていくことが必要です。

障がいのある人の障壁(バリア)となる物理的バリア、制度的バリア、文化・情緒面でのバリア、そしてモラル・意識上のバリアなどを解消し、「すべての人が安心して暮らせるバリアフリー※社会」をめざします。



## 5 重点取り組み

これまで実施してきた市の施策や今回実施したアンケート調査及び団体ヒアリングや専門部会の議論等を踏まえ、本計画では次の4項目を重点取り組みとします。

### 重点取り組み1 各ライフステージに対応できる横断的相談体制の整備

市では、障がいのある人がいきいきと成長し社会に参加できるように、各ライフステージに応じた支援を進めてきました。その中で年々、障がいのある人の年齢や障がいの種別や程度が多岐にわたり、困りごとにも多種多様になっており、個々の問題に対しきめ細かに対応することが求められています。

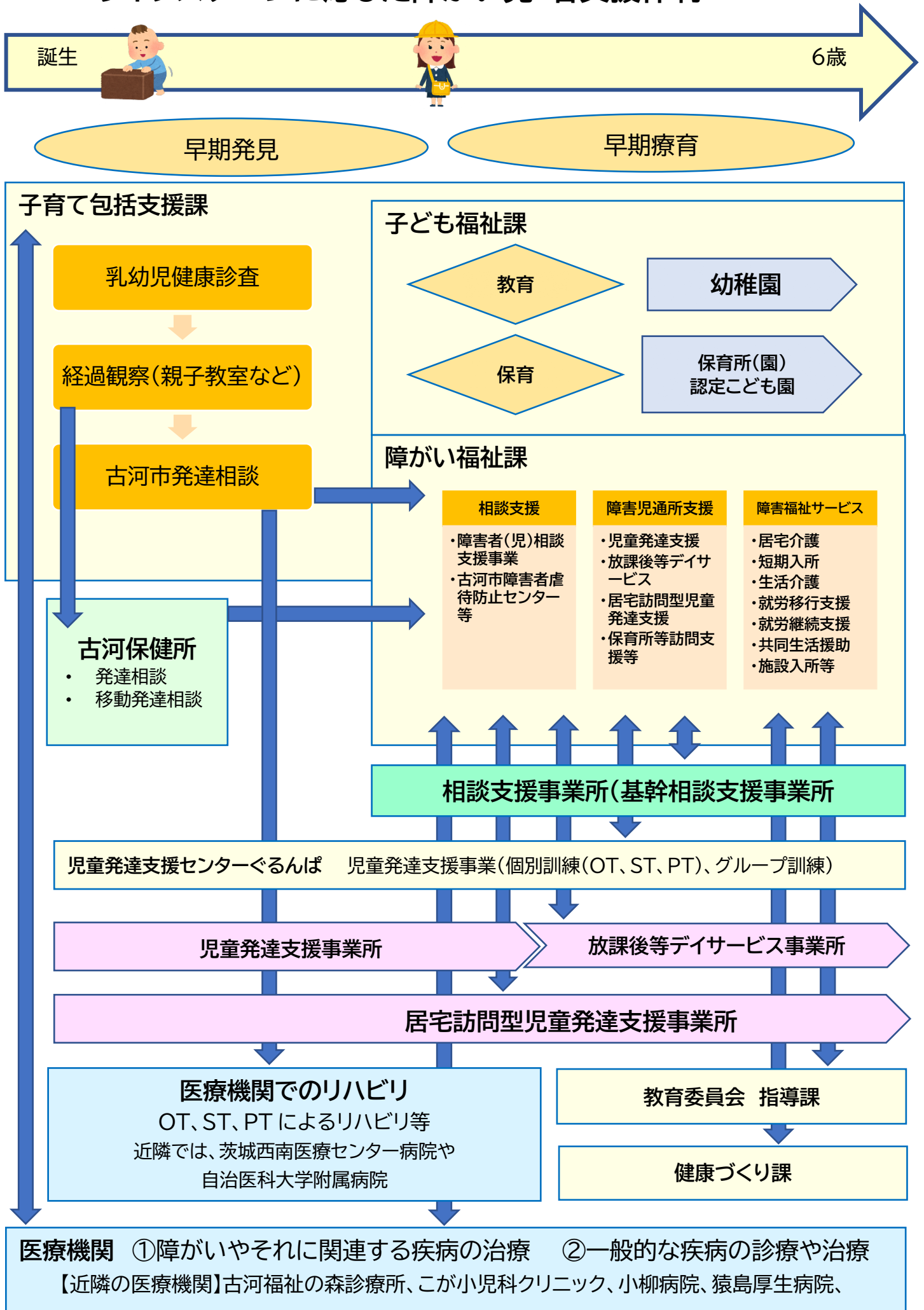
少子高齢化が進む中、障がいのある高齢者が増加しています。また0歳から18歳までの児童においては発達障がいや医療的ケアの内容、年齢により、その対応は個々のケースにおいて異なります。

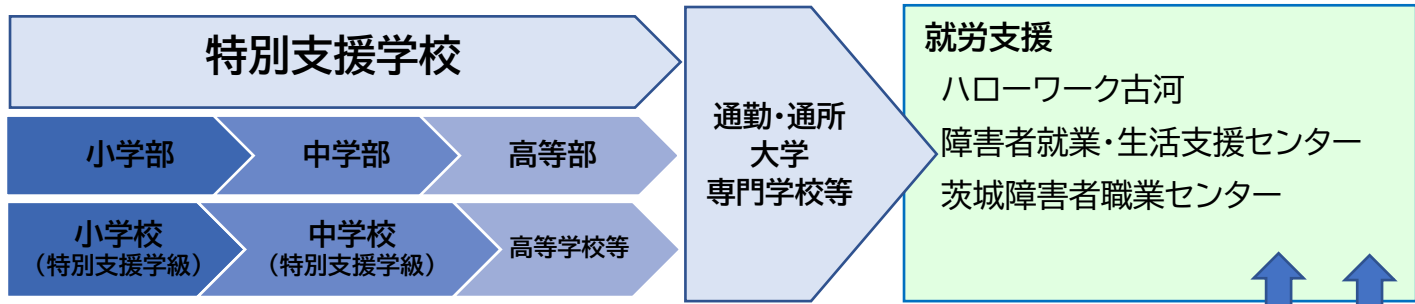
こういった多種多様な困りごとに対する相談体制の整備が重要となっています。さらに、障がいのある人やその家族が相談をしたいと考える際に、どの窓口で相談すればよいか分からないといった声が上がっていることから、すべての相談を一体的に受けられる(ワンストップ)相談体制の整備を進めます。また、相談窓口の周知とともに、あらゆるケースに対応できる相談支援の質の向上をめざします。

ライフステージや制度による狭間、医療や福祉、教育などの分野での狭間により、支援を受けられないケース(狭間ニーズ)にも対応できるように支援の幅を広げ、誰もが支援を受けられる体制づくりを進めます。



# ライフステージに応じた障がい児・者支援体制

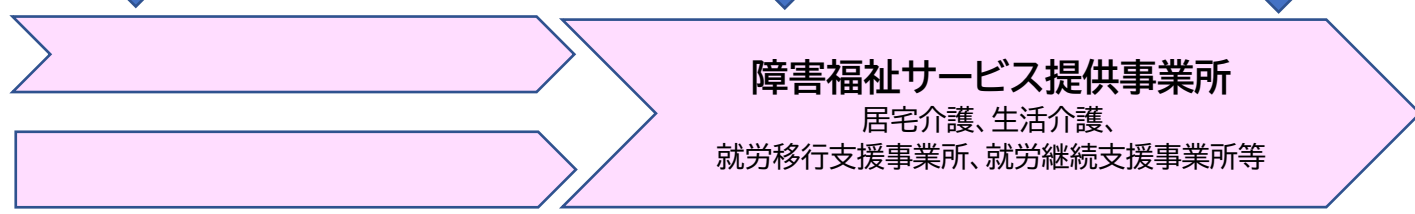




補装具	地域生活支援事業	自立支援協議会	障害者手帳	自立支援医療	手当
<ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器</li> <li>義肢・装具</li> <li>車いす</li> <li>座位保持装置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中一時支援</li> <li>移動支援</li> <li>デイスティ</li> <li>訪問入浴</li> <li>日常生活用具等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児支援専門部会</li> <li>障がい者相談・就労支援部会</li> <li>障がい者にやさしいまちづくり専門部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>療育手帳</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神通院</li> <li>更生医療</li> <li>育成医療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別障害者手当</li> <li>障害児福祉手当</li> <li>在宅心身障害児福祉手当</li> <li>特別児童扶養手当</li> </ul>

地域相談支援事業所、指定相談支援事業所)

保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービス事業、障害児(者)相談支援事業



就学児相談

心の健康相談

茨城西南医療センター病院、野木病院、自治医科大学とちぎ子ども医療センター(順不同)

## **重点取り組み2 医療的ケア児・者も含めた教育・療育支援体制の人材確保**

市では、児童発達支援センターを中心に障がいのある子どもたちの早期療育※、支援に取り組んできました。近年の障がいのある子どもの増加から、障がい児施設の整備、相談窓口や親同士の交流の場や機会の整備を進めています。また、医療的ケア児・者に対する支援を進めていますが、医療や教育など分野横断的な対応が必要なことから、整備に時間を要します。

施設整備や拡充とともに、実際に対応にあたる職員の人材不足が大きな課題となっています。また、専門的な知識や経験、豊かな人間性が求められることから人材育成に時間がかかることも課題です。医療においては、市外も含めた広域圏での人材育成が必要です。

さらに、地域の多様な機関が連携する場や機会を多く設け、ネットワークづくりを推進します。同時に、各種研修を行い、さまざまな分野での人材の育成と確保に努めます。子育て支援センターや古河市社会福祉協議会(以下、「市社協」という)、医療関係機関、教育機関といったさまざまな業種・分野の人材が集まり、意見交換や研修を行い、医療的ケア児・者も含めた教育・療育支援体制の構築を図ります。

## **重点取り組み3 相談からつながる就労支援の推進**

国の方針にある障がい者の経済的自立を促し、施設から地域社会へ移行する流れができつつあります。市でも、これまで障害福祉サービスの就労支援事業により、障がいのある人の就労への支援を行ってきました。今後、さらに就労への移行を進めていくためにも、個々のケースに応じた職種・職場とのマッチング、職場環境の整備が必要となります。

実際に就労支援を担う相談の場として、これまではハローワーク※や障害福祉サービス事業所が中心となってきました。今後は、学校教育現場における進路相談も含め、多様な相談の場が就労へとつながるように整備を進めます。相談員の確保、質の向上を図り、就労支援を推進し、さらに就労定着をめざします。

#### 重点取り組み4 誰もが利用しやすい交通環境の整備と災害時支援の推進

障がいのある人の困りごとの一つとして、移動手段の確保の困難さがあります。障がいのある人の高齢化が今後も進み、移動困難者の増加が見込まれます。

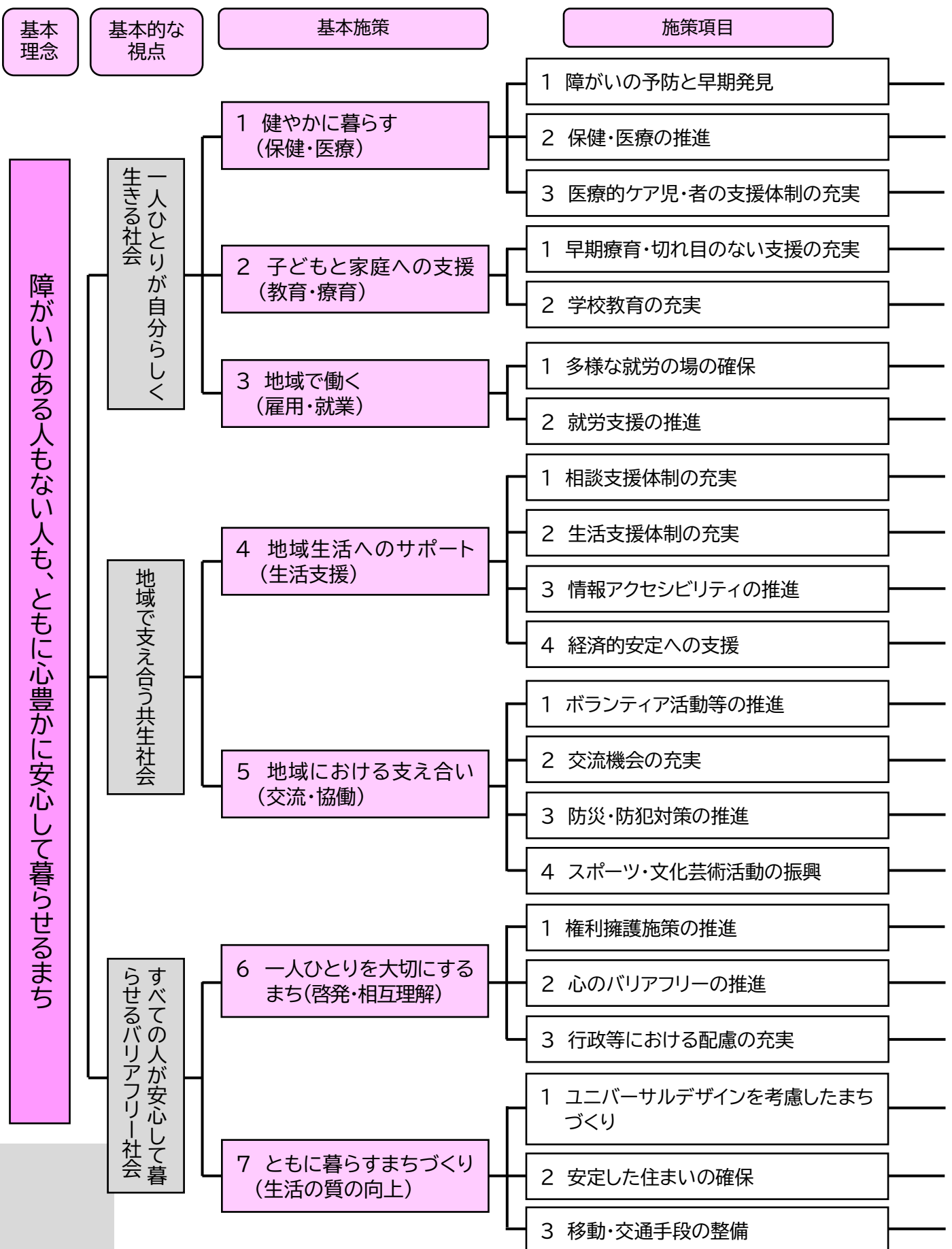
日常生活の移動に際しては、公共交通機関、ぐるりん号やデマンド交通「愛・あい号」の面的整備、バリアフリー化など利便性の向上を図ります。また、合理的配慮の観点から、公共交通機関従事者などによる誘導や筆談、障がいのある人の交通機関における乗降サポートをはじめとする、心のバリアフリーの整備を推進します。

また、水害や地震などの災害時の備えとして、災害時避難行動要支援者※名簿を整備し、地域において実際に活用できるように、個別避難計画※を作成し、避難行動要支援者やその家族の避難時の移動に関する情報提供と助言をしていきます。

避難所においても、障がい特性に応じた福祉スペースの整備や医療機関との連携による避難所の確保など、障がいのある人や医療的ケア児・者に配慮した支援を推進します。



## 6 施策の体系





施策の方向

(1)障がいの早期発見の充実 (2)障がいの原因となる疾病等の予防対策

(1)保健・医療・福祉の連携体制の構築 (2)精神保健福祉事業の推進 (3)難病患者への支援  
(4)医療機関の情報提供の推進

(1)医療的ケア児・者の相談支援体制の整備及び人材育成 (2)医療的ケア児・者の受入体制の整備促進  
(3)医療的ケア児・者への総合的な支援促進

(1)早期療育の促進 (2)切れ目のない支援体制の充実 (3)発達障がい児・者への支援の推進

(1)インクルーシブ教育の推進 (2)教育環境の改善 (3)就学及び教育相談体制の充実  
(4)教職員の資質向上と支援体制の充実 (5)福祉教育の推進

(1)総合的な就労支援の充実 (2)情報の収集・提供の充実 (3)企業等への雇用促進 (4)福祉的就労等の充実

(1)就労定着支援の促進 (2)障がいのある人の工賃向上への支援 (3)障がい特性に応じた多様な就業支援

(1)相談支援事業の充実 (2)相談員等による相談活動の充実 (3)ピアカウンセリングの促進  
(4)気軽に相談できる場の充実 (5)重層的支援体制の充実

(1)障害福祉サービス等の質的・量的充実 (2)意思決定支援の推進 (3)家族支援の推進

(1)必要な情報提供の充実 (2)情報のバリアフリー化の推進 (3)意思疎通支援の推進

(1)障害年金・障がいのある人への手当等の周知と利用促進 (2)医療費給付等の周知と利用促進  
(3)各種減免制度の周知と利用促進

(1)ボランティアの人材育成 (2)障がい者団体とボランティア団体の交流の促進

(1)交流活動の情報提供と参加促進 (2)障がい者団体への支援の充実 (3)地域交流機会の推進  
(4)障がいのある人自身による自発的活動の支援

(1)防災に関する情報提供の推進 (2)災害時の地域支援体制の整備 (3)障がいのある人に配慮した防災対策の推進  
(4)防犯対策の推進

(1)障がい者スポーツの推進 (2)文化芸術活動の推進 (3)社会参加の機会拡大 (4)多様な学習活動の充実

(1)虐待防止に向けた意識啓発 (2)障がいのある人への差別の解消 (3)成年後見制度の利用の促進  
(4)法人後見人等の人材育成の促進

(1)障がい理解の促進、意識啓発 (2)障害者週間における啓発の推進 (3)学校・地域における福祉教育の推進

(1)市職員による適切な対応の徹底 (2)選挙等における配慮の充実

(1)障がいのある人に配慮した総合的なまちづくりの推進 (2)安心・安全の道路交通環境や公園整備の推進  
(3)交通拠点の整備推進 (4)バリアフリーマップの充実

(1)住宅関係助成制度の充実 (2)住まいの場の確保支援

(1)移動しやすい環境の整備促進 (2)公共交通機関の充実 (3)交通マナーの向上に向けた啓発



## 第4章 施策の展開



## 1 基本施策1 健やかに暮らす(保健・医療)



### 施策項目

- 1 障がいの予防と早期発見
- 2 保健・医療の推進
- 3 医療的ケア児・者の支援体制の充実

### 施策項目1 障がいの予防と早期発見

#### 現状と課題

障がいには、先天的な原因によるものと、出生後の疾病や事故等の後天的な原因によるもの(中途障害)があります。障がいの予防あるいは早期発見により、適切な治療、療育などにつなげることで、社会生活能力の維持向上を図ることができます。

障がいの先天的なものの発見については、市では妊産婦健診や乳幼児健診、新生児聴覚検査の受診券を交付し医療機関健診の助成を行っています。乳幼児に対しては、3～6か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施しており、受診率は8～9割と高くなっています。集団健診に比べ、個別健診は受診率が低く、未受診者については、潜在的に健康問題を抱えている場合も考えられるため、積極的に状況を調査・把握していくことが課題となっています。また、乳幼児健診は、虐待防止の観点からも継続的に行う必要があります。

障がいの後天的なものの中には、生活習慣病※等が原因となるものがあげられます。生活習慣病予防対策として、各種健康診査やがん検診受診案内、受診勧奨を強化し、疾病予防及び早期発見・治療を目的として、受診率の向上を図っています。

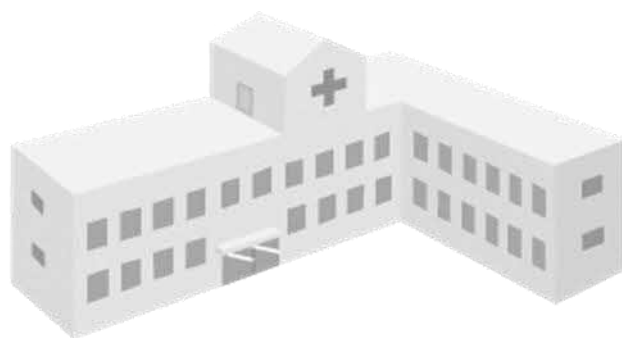
## 施策の方向

### (1)障がいの早期発見の充実

定期健診や医療機関の受診により健康課題や発達上の問題に気づくことが多いため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診者の健康問題の状況把握に努めます。また、教育・保育施設や子育て支援センター等に関わる職員等の専門知識を高め、多様な場において障がいの早期発見につなげます。さらに、障がいを早期発見し、療育へとつなげていくには、家族、地域の関係機関等の協力が重要であり、保健師や関係機関との多方面での連携を強化していきます。

### (2)障がいの原因となる疾病等の予防対策

障がいの原因となる疾病予防や早期発見・治療を目的とした各種健康診査・がん検診の受診率向上に努めます。また、リフト付き検診車(結核・肺がん検診のみ)の充実を図り、車いす利用者や階段の昇降が困難な方等も健(検)診が受診しやすい環境づくりに取り組みます。



## 施策項目2 保健・医療の推進

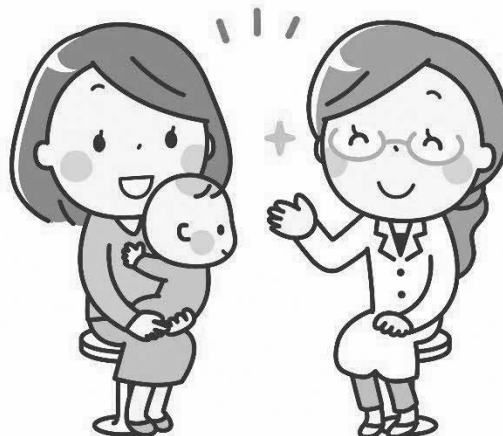
## 現状と課題

障害福祉サービスの利用者が多くなり、多様なニーズに柔軟に対応できる支援体制を構築するために保健、医療、福祉の連携が必要です。在宅医療介護連携会議を実施し、参加したケアマネジャー等に対し、医療機関が研修を行い、会議への参加を通じて保健、医療、福祉関係職員の連携を図っている現状です。特に障がいのある人の高齢化が進んでおり、高齢者施策と障害者施策の連携した取り組みが課題となっています。

また、精神疾患についても、正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき早期に医療につなげることが重要です。「心の健康相談」、「ひきこもり相談」は、専門医に直接相談できる場で、本人だけでなく、家族からの相談も受け付けていますが、精神疾患への理解が不十分なため、早期対応、早期治療に結びついていない現状です。今後も医療機関、保健所との連携を図り、地域で支えていく体制が必要になっています。

指定難病特定医療費受給者数は年々増加している状況です。指定難病患者の経済的負担を軽減するために支援の拡大が必要です。

医療機関情報の提供は、市ホームページに「いばらき医療機関情報ネット」を掲載し、情報提供を行っています。しかし、障がいのある人に対応した医療機関情報に特化していないため、常に変化する情報の把握と「いばらき医療機関情報ネット」との連携が課題となっています。



## 施策の方向

### (1)保健・医療・福祉の連携体制の構築

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健、医療、介護、福祉関係職員の相互理解と連携を図ります。医療機関や保健所等の関係機関と構成する連絡会議等を定期的開催し、障がい児・者の関係機関による連携強化、支援の充実を図ります。

### (2)精神保健福祉事業の推進

精神疾患の早期発見・早期治療の促進及び精神障がい者の社会適応力の向上を図るため、専門医による「心の健康相談」、「ひきこもり相談」を継続し、さらには、さまざまな相談内容に対応できる窓口情報を提供し、早期対応の充実を図ります。

### (3)難病患者への支援

医療費の経済的負担軽減可能となる「指定難病特定医療費助成制度」の周知を図ります。また、保健所や医療機関との連携を強化し、難病患者に対する適切な相談体制の充実を図ります。

### (4)医療機関の情報提供の推進

障がいのある人に対応した医療機関の情報を周知し、障がいに関する相談窓口と医療機関の連携体制を強化します。「いばらき医療機関情報ネット」と連携し、バリアフリー情報や視覚及び聴覚障がいに対応可能な医療機関等の表示を行うことをめざします。





### 施策項目3 医療的ケア児・者の支援体制の充実

#### 現状と課題

近年、人工呼吸器や胃ろう※等の利用など医療的ケアが必要な子どもが増加しています。しかし、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる事業所や人材不足により、適切な支援を提供できていない現状です。

また、医療的ケアが必要な子どものケアや健康管理等、看護を主に家族が担っており、慢性的な疲労がたまっている現実があります。このことから、家族の心身の負担を軽減することや家族への支援の充実が求められています。

今後、医療的ケア児・者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域で連携した支援体制の構築が必要となります。

#### 施策の方向

##### (1) 医療的ケア児・者の相談支援体制の整備及び人材育成

医療的ケア児・者の支援に関する相談支援体制整備として、医療的コーディネーターの配置等に向けた人材育成を進めるとともに、相談窓口の明確化を図ります。また、医療的ケアを行う人材の育成・確保に向けた方策の検討を推進します。

##### (2) 医療的ケア児・者の受入体制の整備促進

医療的ケア児・者等の受入体制整備に向けて、新規参入の民間事業所への支援、医療機関等と連携した人材育成・確保の支援を推進します。

##### (3) 医療的ケア児・者への総合的な支援促進

医療的ケア児・者が在宅で生活を送るために、身近な地域でサービスを利用できるよう環境整備を推進します。また、家族に対する支援体制を整備するため、地域での医療、保健、福祉、教育等のさまざまな機関との連携を強化します。

## 2 基本施策2 子どもと家庭への支援(教育・療育)



## 施策項目

- 1 早期療育・切れ目のない支援の充実
- 2 学校教育の充実

## 施策項目1 早期療育・切れ目のない支援の充実

## 現状と課題

生まれながらにして、あるいは幼い時から障がいのある子どもにとっては、子どもの持つ能力を育てるために、できるだけ早期から適切な教育や療育を受けることが重要です。障がいのある子どもの支援については、成育に偏りや遅れがあり、療育の必要があると判断された子どもを対象に、障がい特性に合わせた療育を実施し、また、障がい児保育等の取り組みを行っています。

療育を必要とされる子どもは年々増加していますが、専門的な知識を持った人員の確保と受け入れができる施設整備が課題となっています。

子どもとの関わり方についてなど、巡回相談を実施し、教育・保育施設等の職員からの相談に助言を行い、個別支援が必要な子どもについては、「個別の支援計画」を作成し、切れ目のない支援が受けられるよう努めています。しかし、「個別の支援計画」を作成していない教育・保育施設等が多く、具体的な支援の内容が就学先に引き継がれていないという課題があります。

また、就学をむかえる子どもの保護者向けに児童発達支援センターやその他、療育機関と連携し「就学相談説明会」を実施し、「就学相談」について周知をしています。支援が必要な子どもの就学相談につながったあとは、就学相談を進める中で教育・保育施設等と連携し、就学後も個々に応じた支援が受けられるよう努めています。

障がいのある子どもの増加に伴い、障がい児施設の整備、相談窓口、保護者の交流の場の整備を進めています。発達についての相談のうち、就学前の子どもは子育て包括支援課、学齢期には指導課、そのほか相談内容に応じて障がい福祉課、児童発達支援センターなどがそれぞれ対応しており、子どもの成長段階により、相談窓口が一本化されていないことが課題となっています。

## 施策の方向

### (1) 早期療育の促進

子どもの発達に不安を持つ保護者に対し、健診や発達相談など、多方面の相談窓口から療育機関へつなぐ体制の充実を図ります。また、児童発達支援センターや障がい児保育、親子教室等の利用を通じて、早期療育の促進を図ります。

### (2) 切れ目のない支援体制の充実

支援が必要な子どもの就学において、就学前から就学後の療育へスムーズな移行を図るために、教育・保育施設等を含めた担当者会議を通じて、課題や情報の共有を図り、連携を強化することで、親と子への支援を充実させます。

そのために、支援が必要な子どもの保護者が「就学支援シート※」を教育・保育施設等・療育機関とともに作成し、必要と思われる教育的支援や配慮事項を就学先の学校へ確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を受けられるようにします。

### (3) 発達障がいのある子どもへの支援の推進

児童発達支援センター等の相談体制や機能の充実を図り、また、成長段階に応じて適切な支援につながる療育の質や量を確保し、発達障がいのある子どもの療育を推進します。

発達障がいのある子どもの支援は、早期発見、切れ目のない支援が有効であることから、幼少期から成人期移行までの支援と保健、医療、教育、福祉等が連携する支援体制の構築を推進します。

### 就学支援シート

～楽しい学校生活のために～



お子さんの小学校入学を控え、様々な配慮はあがりました。  
小学校入学を控え、ご家庭や就学の機関（幼稚園・保育園・療育機関等）でお子さんの成長に  
関し、大切にされたこと、小学校にちがちな様子などがあればお知らせください。  
就学支援シートは、お子さんが今まで培ってきた力を十分発揮し、楽しく充実した学校生活を送る  
ことができるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について一緒に考えていただくための資料です。

小児名	小児生
お子さんの 氏名前	保護者の 氏名前
住 所	電話番号
就学予定校	小学校
幼稚園・ 保育園等名	記入者
療育機関等名	記入者

古河市教育委員会

## ■就学支援シートの見本

## 施策項目2 学校教育の充実

### 現状と課題

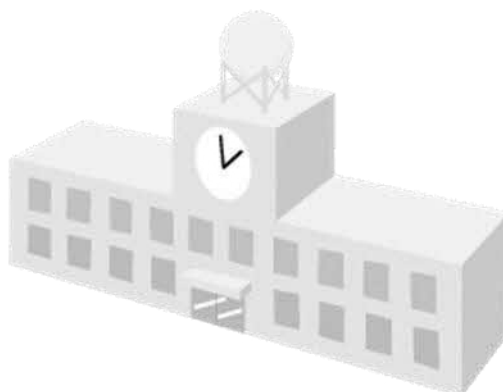
障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、地域でともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がい特性に応じた適切な支援を行うことが大切です。

インクルーシブ教育※について、文部科学省は障がいのある子どもも、ない子どもも、ともに教育を受けることで、「共生社会」の実現をめざして、「みんなが一緒に学ぶ」ということを提唱しています。障がいのある子どもへ合理的配慮を行いながら、周りの子どもへ障がいの理解を根付かせる教育が必要であり、そのための教職員の人材育成や確保等が課題となっています。

相談体制については、就学相談や教育相談で、障がいのある子どもの保護者に情報提供し、教育支援委員会での総合的な判断を提案し、就学先の決定について合意形成を行っています。

医療的ケア児・者等の多様なニーズに応えられる教育環境の整備や、一人ひとりの特性に合わせた合理的配慮を行える就学環境づくり、教職員の資質の向上が課題となっています。

教育環境では、完全にバリアフリーになっている学校はまだ、少ない現状です。配慮が必要な児童・生徒に対応すべく階段昇降機(エレベーター)の設置、多目的トイレの設置等、環境整備が今後の課題となっています。



**施策の方向**

## (1)インクルーシブ教育の推進

障がいのある、なしによって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、児童・生徒一人ひとりの成長段階、障がいの状態、教育的ニーズ等に応じた適切な教育がともに受けられるよう関係機関との連携を推進します。

## (2)教育環境の改善

障がいのある、なしにかかわらず児童・生徒が、ともに授業や学校活動に参加できるよう、合理的配慮に基づく学校施設のバリアフリー化を推進します。

## (3)就学及び教育相談体制の充実

一人ひとりの特性に応じた支援ができるよう教育、保健、福祉等が連携し、早期から就学相談・教育相談の実施を推進します。また、きめ細かな支援が引き継がれるよう「個別の教育支援計画」を作成し、ライフステージに応じた教育支援を図ります。

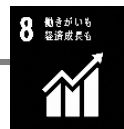
## (4)教職員の資質向上と支援体制の充実

特別支援教育※の充実のために、特別支援コーディネーターや特別支援学級担当者を対象に「特別支援教育専門研修会」を実施し、教職員の資質向上に努め、障がいのある児童・生徒の状況に応じた支援ができるよう体制整備を図ります。

## (5)福祉教育の推進

学校教育の場に限らず、家庭や地域において、障がいのある、なしにかかわらず児童・生徒が、「障がい」について正しく理解し、ともに助け合い、支え合って、ともに生活していくことの大切さを学ぶ機会の充実に努め、相互理解の促進を図ります。

### 3 基本施策3 地域で働く(雇用・就業)



#### 施策項目

- 1 多様な就労の場の確保
- 2 就労支援の推進

#### 施策項目1 多様な就労の場の確保

##### 現状と課題

障がいのある人の自立にとって、就労は社会とのつながりや経済的な面からも重要です。就労意欲のある障がいのある人の適性と能力に応じた働き方ができる多様な就労の場を確保する必要があります。

ハローワークでは、障害者就職面接会を実施し、就労に結びついています。一方、障害者試用雇用(トライアル雇用※)の利用が少数にとどまり、雇用の促進が課題になっています。

情報提供については、障害者雇用促進法改正による法定雇用率の段階的引き上げや、精神障がい者の雇用促進などについて事業者への周知を図ってきました。障害者雇用促進法改正に伴い、障がい者雇用率は増加していますが、早期離職者がいることから、就職から職場定着までの一貫した支援が課題となっています。

また、ハローワークや障害福祉サービス事業所等との連携により、障がいのある人への理解や職場環境の整備をしていくことで、障がいのある人が安心して働ける環境づくりをする必要があります。

一般就労が困難な障がいのある人に対しても、働く機会や場の確保や一般就労に向けた訓練のために、福祉的就労や多様な就労の場の提供と拡充が求められています。

## 施策の方向

### (1)総合的な就労支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、ハローワークや障害者就労・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図り、障がいのある人への就業相談から職場定着まで一貫した支援を充実します。

### (2)情報の収集・提供の充実

ハローワークと連携し、就労に係る情報収集を進めるとともに、特別支援学校、特別支援学級及び就労移行支援事業所等への情報提供を図ります。

### (3)企業等への雇用促進

障がいのある人が安心して継続的に働けるよう、企業等に対し、多様な障がい特性についての理解を深めるための啓発に努め、障がいのある人の雇用促進を図ります。

### (4)福祉的就労等の充実

一般就労が困難な障がいのある人については、障害福祉サービスの充実を図り、働く機会や場の提供、一般就労に向けた能力向上のための支援をします。



## 施策項目2 就労支援の推進

### 現状と課題

障がいのある人が障害福祉サービス(就労移行支援等)利用後、一般企業に就労移行ができたケースはまだ少ないのが現状です。

「仕事をしたいが見つからない」、「仕事が続かない」、「職場の人とのトラブルがあった」との意見や現況もあり、雇用環境の充実はもちろんのこと、就職後の支援や悩みを相談する支援体制の充実が必要です。

また、団体ヒアリングでは、障がいによっては長時間の労働が厳しいことや、職場の障がいへの理解が足りず、継続して就労することができないという課題があげられました。障害者差別解消法で、事業者に合理的配慮を求めていることから、障がいの特性に応じた配慮や、障がいそのものに対する正しい理解が必要です。障がいのある人が安心して働くことのできる就労支援体制の構築が課題となっています。

### 施策の方向

#### (1)就労定着支援の促進

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座※の周知活動とともに、職場内で精神障がい者、発達障がい者を支援するサポーターの育成を促進し、ハローワークや就労移行支援事業所等による就労後の定着支援を進めます。

#### (2)障がいのある人の工賃向上への支援

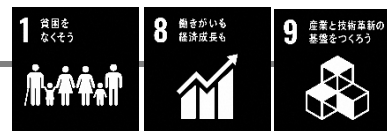
障害者就労施設や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立のために、障害者優先調達推進法に基づき、市において物品や役務の調達を推進するとともに、福祉施設や就労支援事業所の製品販売の場の機会や提供に努めます。

#### (3)障がい特性に応じた多様な就業支援

障がい特性に応じた就業形態、就労定着支援等の充実を図り、障がいのある人のニーズに合った就業支援に努めます。



## 4 基本施策4 地域生活へのサポート(生活支援)



## 施策項目

- 1 相談支援体制の充実
- 2 生活支援体制の充実
- 3 情報アクセシビリティ※の推進
- 4 経済的安定への支援

## 施策項目1 相談支援体制の充実

## 現状と課題

障がいのある人やその家族が抱えるさまざまな生活上の問題を解決していくためには、必要なときに身近な地域で気軽に相談できる体制が整っていることが必要です。このことについては、第2期計画から第3期計画にかけて、重点取り組みとして進めてきました。

障がいのある人の相談支援については、基幹相談支援センター※を中心に相談支援事業所と連携しながら、さまざまな障がい種別に総合的に対応できる相談支援体制の構築を進めてきました。相談支援事業所に寄せられる相談は年々増加し、相談内容は複雑化、多様化しています。

しかしながら、相談できる場が少ないとの意見もあり、相談場所の周知や新規の相談支援事業所の立ち上げ、相談支援専門員の確保等、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

また、複雑化・複合化した生活課題に関する相談に柔軟に対応できるよう、重層的支援体制※の下、関係機関との連携・協働の充実を図る包括的支援体制の構築が求められています。

さらに、障害者相談員による相談支援では、精神障がいに係る相談件数が増加しています。障害者相談員の拡充を図っていますが、相談員を引き継ぐ人材の確保が喫緊の課題です。

近年の相談内容では、障がいのある人とその家族が社会から孤立し、相談につながらないケースがあります。こうした状況の中、地域との連携体制を強化し、複雑な課題にも対応できる相談員の質の向上と人材の確保が課題となっています。

## 施策の方向

### (1) 相談支援事業の充実

基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を果たしており、地域の相談支援事業所に対する指導、助言等の支援を行い、相談支援専門員の質の向上を図り、障がい特性に応じ、きめ細かな支援を提供できるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、年々増加する相談に対応すべく、相談支援事業所、相談支援専門員の新規参入を支援します。

### (2) 相談員等による相談活動の充実

障害者相談員や地域の民生委員・児童委員※による相談等、身近に相談できる体制の拡充と、相談員等の研修内容の充実を図るとともに、対象者からの相談内容に応じて、適切な対応や関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

### (3) ピアカウンセリング※の促進

障がいのある人同士が出会い、交流し、お互いの悩みや不安について話し合うことで、問題の共有や相互理解を図るための活動を支援します。

また、県や障がい者団体、地域活動支援センター※の活動内容の情報提供と連携を強化し、障がいのある人が相互に交流し、仲間づくりや自立をめざす取り組みを支援します。

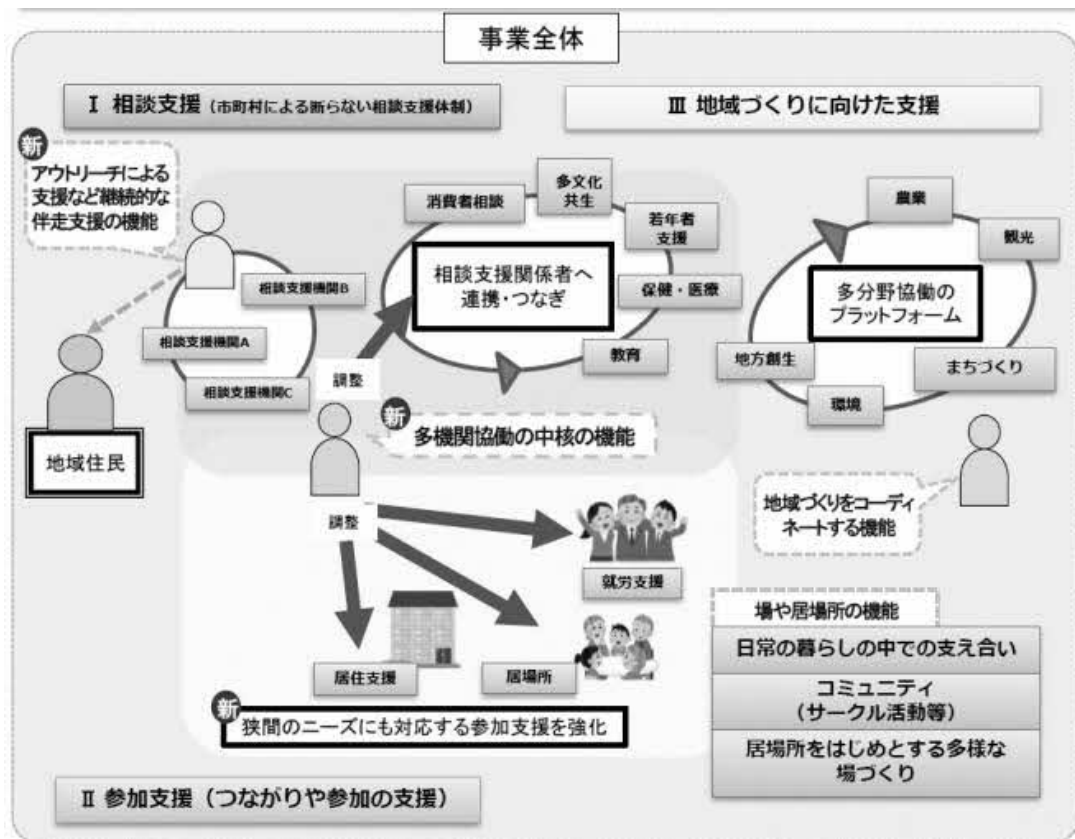
### (4) 気軽に相談できる場の充実

交流や情報交換を行ううえで、気軽に相談できる場所があることは重要であり、レスパイトケア※にもつながります。気軽に相談できる場所(体制)の提供と充実を図ります。

(5)重層的支援体制の充実

さまざまな生活上の問題が複雑化し、または複合的にからみあって、生活のしづらさを抱えている人や家庭が、孤立せずに地域での生活が続けられるように、子ども、障がい児・者、高齢者、生活困窮者など、分野や属性を超えて関係機関同士が連携・協働し、包括的に支援する体制を図り、一人ひとりに適した継続的な支援をしていきます。

重層的支援体制イメージ図



【厚生労働省作成資料】

## 施策項目2 生活支援体制の充実

### 現状と課題

障害福祉サービス等では、医療的ケア児・者及びその家族に対する支援など、さまざまなサービスの拡充が必要とされています。また、今後の障害者総合支援法では、障がいのある人が自らの意思に基づいた居住支援、相談支援、就労支援、障害福祉サービス等の質の確保・向上等について検討されています。よりよい障害福祉サービスにおいて、質の向上と必要な量の充実、サービス提供体制の整備が必要です。

現在、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに合ったさまざまな社会生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備が必要になっています。

また、障がいの重度化や高齢化に伴い、重度障がい者等の地域生活とその家族を支える支援が課題となっています。

### 施策の方向

#### (1)障害福祉サービス等の質的・量的充実

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき障がいのある人が、地域で自立した生活が送れるよう、ニーズと実態に応じた障害福祉サービス等の質的、量的充実を図ります。

#### (2)意思決定支援の推進

障がいのある人が日常生活や社会生活において、可能な限り、自らの意思が反映された生活が送れる支援体制を推進します。

#### (3)家族支援の推進

障がいのある人のみではなく、その家族が抱える問題や課題解決に向けて、関係機関と連携を図り、家族への支援を推進します。

### 施策項目3 情報アクセシビリティの推進

#### 現状と課題

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい等のある人に対しては、障がい種別や状況に応じた適切なコミュニケーション手段を提供し、適切な支援ができる人材を確保することが大切です。また、コミュニケーション手段の確保と情報提供は不可欠であることから、意思疎通支援の充実が求められています。

市では、視覚障がい者に対する広報紙の音訳発行や聴覚障がい者を支援する手話通訳者※・要約筆記者の派遣※を行っています。手話の普及と通訳者養成を目的として手話奉仕員※養成講座を毎年、実施していますが、受講者数の減少や実用可能な内容にする等の課題があります。

さらに、情報化社会の急速な進展に対応しながら、リモートワーク、インターネット、メール等による双方向通信など、新たなメディアの取り組みや障がいのある人へのICT及び IOT※(モノのインターネット)の導入を図ることで、コミュニケーションの手段を広げることも重要な課題となっています。



## 施策の方向

### (1) 必要な情報提供の充実

各種福祉サービスや市が発行する広報紙、パンフレット等について、音声データ作成や読みやすい字体(ユニバーサルデザインフォント)など、さまざまな障がいのある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

### (2) 情報のバリアフリー化の推進

行政情報の提供においては、障がいのある人を含むすべての人が利用しやすいよう、行政情報の電子化により、誰もが情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティ※(ウェブの情報伝達の保障)の向上やデジタルディバイド※(情報格差)への取り組みを図ります。

### (3) 意思疎通支援の推進

意思疎通を図ることが困難な聴覚障がい者や視覚障がい者に対する情報提供の円滑化とコミュニケーション手段充実のため、手話通訳者や要約筆記者等派遣事業等を充実させ、意思疎通支援の推進を図ります。



## 施策項目4 経済的安定への支援

### 現状と課題

障がいのある人が安心して生活するために、経済的に安定していることは最も重要な条件の一つです。障害年金や各種手当、助成制度などにより、障がいのある人の個々の状況に応じた利用の促進を図ってきました。しかしながら、各種手当や制度の認知度が十分でないことから、さらなる周知、受給や利用促進の工夫が今後の課題となっています。

### 施策の方向

#### (1)障害年金・障がいのある人への手当等の周知と利用促進

経済的安定のために障害年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、在宅心身障害児福祉手当等の支援制度を継続するとともに、制度を必要としている人(受給該当者)が利用できるよう、周知を徹底します。

#### (2)医療費給付等の周知と利用促進

医療福祉費支給制度(マル福)や重度障がい者・児に対する歯科治療施設通院費の助成、自立支援医療の給付等について継続を図るとともに、利用の促進と制度の周知に努めます。

#### (3)各種減免制度の周知と利用促進

自動車税やNHK放送受信料等の各種減免制度について、利用の促進と制度の周知に努めます。

## 5 基本施策5 地域における支え合い(交流・協働)



## 施策項目

- 1 ボランティア活動等の推進
- 2 交流機会の充実
- 3 防災・防犯対策の推進
- 4 スポーツ・文化芸術活動の振興

## 施策項目1 ボランティア活動等の推進

## 現状と課題

ボランティア活動は、障がいのある人に対し、公的サービスだけでは対応できない個々のニーズに合った支援や、障がいのある人とない人の相互理解を進めるうえでも大切です。

ボランティアに関する情報は、市社協のホームページで公開し、社協だよりや市の広報紙を全戸に配布し周知しています。ボランティア養成では市社協がボランティア講座等を行っており、市社協に登録している団体は 68 団体(令和4年9月末現在)で、ボランティア協力校も含めると約 100 団体あり、学生サークル等の若い世代も活動しています。

しかし、障がいのある人の日常生活を支えるボランティアの担い手不足が課題になっています。市民にボランティア活動などに関心を持ってもらうとともにその活動を支援し、活性化させていくことが必要です。自助、共助の観点から、障がいのある人も、自ら主体的にボランティア活動に参加していくことが相互理解につながります。

## 施策の方向

## (1)ボランティアの人材育成

市社協等と連携し、ボランティアに関する各種講座・講習会等の開催を支援し、新規ボランティアの育成を支援するとともに、障がいのある人に特化したボランティア等、地域の身近なサポーターの養成を推進します。また、障がいのある人も自らボランティア活動に参加できるような仕組みづくりを推進します。

## (2)障がい者団体とボランティア団体の交流の促進

障がい者団体とボランティア団体の交流の機会を設定し、相互理解を深めます。また、障がい者団体に対し、ボランティア団体に協力依頼したい内容を精査検討し、共通認識を持ち、相互の活動に生かします。



## 施策項目2 交流機会の充実

## 現状と課題

障がいのある人に対する理解を深めていくために、毎年「Koga インクルーシブフェスティバル」を開催し、障がいのある人とない人が集い、交流する取り組みを行っています。

また、市内には6つの障がい者団体があり、積極的に研修活動やイベントへ参加するなど、独自に障がい福祉活動を推進しています。こうした障がい者団体の活動は、障がいのある人同士の相互支援とともに、「障がい」への理解を深める役割を果たしています。しかし、近年団体会員の高齢化や会員数の減少、役員のみならず手不足といった課題が出ており、団体活動の推進のために積極的な支援が求められています。

今後、障がいのある人が地域で生活するためには、地域のさまざまな活動を通して相互理解を深め、ともに地域づくりを進めていくことが大切です。



■ Koga インクルーシブフェスティバル 2022 の様子

## 施策の方向

### (1) 交流活動の情報提供と参加促進

障がいのある人の社会参加を促進するために、各種イベント情報や活動プログラムなどの情報提供を図るとともに、誰もが参加しやすい環境(バリアフリー)や条件整備を進めます。

### (2) 障がい者団体への支援の充実

各障がい者団体が実施するイベント情報等の周知を継続的に行い、障がい者団体の会員数を増やすための支援を行います。

### (3) 地域交流機会の推進

現在実施している交流行事の一層の充実を図るとともに、障がいのある人も地域を構成する一員として、地域づくりに参加しやすい環境づくりの整備を推進します。また、当事者からの要望に応じた交流の機会や場の提供も推進します。

### (4) 障がいのある人自身による自発的活動の支援

障がいのある人による自発的または主体的な活動を支援していきます。



### 施策項目3 防災・防犯対策の推進

#### 現状と課題

居住する地域において、障がいのある人もない人も安心して暮らしていくためには、防災・防犯など生活の安全対策が必要です。特に、近年多発する台風、集中豪雨による水害や大地震などによる災害から身を守るための備えは、喫緊の課題となっています。また、避難時や避難先におけるさまざまな課題への対策や備えについて、あらかじめ考えておくことが求められています。

市では、災害時に避難する際に支援が必要とされる障がい児・者や高齢者等を災害時避難行動要支援者と位置づけて、その名簿を作成しています。また、その災害時避難行動要支援者に対し、相談支援専門員等が本人またはその家族に対して、防災情報の提供や、避難先・避難経路等の助言をしながら、個別避難計画の作成支援をしています。あわせて、その相談支援専門員に対し、災害研修を毎年1回実施しています。

さらに、防犯対策としては警察と連携した防犯キャンペーンや地域の自主的な防犯活動の支援等を行っています。防犯対策は、障がいのある人もない人も共通の課題として取り組む必要があります。



## 施策の方向

### (1)防災に関する情報提供の推進

障がい者団体からのヒアリングや話し合いの機会、また出前講座等を活用し、防災に関する双方向の情報提供を進めます。さらに、障害者手帳の交付時に防災に関する情報提供を行うとともに、避難行動要支援者支援制度の周知を図ります。

### (2)災害時の地域支援体制の整備

災害発生後も継続して医療、福祉サービスを提供することができるよう、関係機関と連携し、地域で支える仕組みを整備していきます。

### (3)障がいのある人に配慮した防災対策の推進

災害時避難行動要支援者の個別避難計画を作成することを通じて、本人またはその家族が、災害時にどのような避難行動をとればよいのかを相談支援専門員と一緒に考えていきます。

また、長期の避難生活を要する際に、障がい特性に応じた支援ができる福祉避難所の体制や受援※体制の整備や確保に努めます。

医療的ケア児・者に対する災害時の対応は、今後、障害福祉事業所、医療機関、保健所等とともに、支援体制のあり方についての協議を進めます。

### (4)防犯対策の推進

障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう、市民一人ひとりによる、地域の見守り機能の強化を図ります。また、県や警察等と連携し、障害福祉施設への防犯対策を推進します。

## 施策項目4 スポーツ・文化芸術活動の振興

## 現状と課題

スポーツや文化芸術活動は、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民との交流により、障がいへの理解を深めることにもつながります。

市では、障がいのある人もない人も、ともにできるスポーツとして、障がい者スポーツである「ボッチャ」や「卓球バレー」をスポーツフェスタで行い、人との交流や障がい者スポーツの普及を図っています。また、障がい者スポーツ教室や陶芸教室などを開催し、障がいのある人の自立と社会参加を促進してきました。

Koga インクルーシブフェスティバルでは毎年、「障がいのある人の作品」を募集し、市民に対し障がいへの理解啓発を促しています。

今後も障がいの種別、程度にかかわらず、誰もが気軽に参加できるスポーツや文化活動、レクリエーション活動等の機会を拡大していくことが求められます。

しかしながら、体育館や公民館等の社会教育施設での利用に際して、障がいのある人への合理的配慮がなされた施設がまだまだ不十分となっています。今後は、ハード面、ソフト面ともにさらなる整備、改善を行う必要があります。



■スポーツ・文化芸術活動の様子

## 施策の方向

### (1)障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツは、障がいのある人の健康や体力の維持・増進や身体能力の向上だけでなく、障がいのある人に対する理解を促すものとして重要です。そのため、障がいのある人が参加しやすいスポーツ活動の推進と環境整備をするとともに、スポーツ活動を通じた市民との交流を進め、障がいのある人への理解の促進を図ります。

障がいのある人となない人との交流については、関係団体と連携しながら、誰もが交流できる障がい者スポーツイベント等の開催を検討していきます。

### (2)文化芸術活動の推進

障がいのある人が文化芸術活動を通じて、その個性を発揮し、自己実現や社会参加ができるよう支援します。今後、関係各課と連携しながら、障がいのある人もない人も、ともに活動できる場の提供を検討していきます。

### (3)社会参加の機会拡大

障がいのある人が社会参加の機会をより多く得られるよう、各種イベントにおいて、施設のバリアフリー化や手話通訳の配置等、社会参加しやすい環境づくりを推進します。

### (4)多様な学習活動の充実

障がいのある人が主体的に学ぶことができる機会の場を提供し、生涯学習環境の整備とともに合理的配慮を行い、幅広く参加できる講座の開設や多様な学習活動の機会の充実を図ります。



■障がい者スポーツ教室・陶芸教室の様子

## 6 基本施策6 一人ひとりを大切にするまち(啓発・相互理解)



## 施策項目

- 1 権利擁護施策※の推進
- 2 心のバリアフリーの推進
- 3 行政等における配慮の充実

## 施策項目1 権利擁護施策の推進

## 現状と課題

平成26年に批准された「障害者の権利に関する条約」は「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、また、令和4年4月施行の民法の改正により、成人年齢が18歳に引き下げられました。判断能力が十分でない知的障がい児・者、精神障がい児・者等の権利擁護についても切れ目のない制度の適用が求められます。

障がい者虐待について市では、「障害者虐待防止法」に基づく「古河市障害者虐待防止センター」を設置し、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めています。

障がい者差別については令和3年に「障害者差別解消法」が改正され、障がいを理由とした差別の禁止に加え、事業者による合理的配慮の提供の義務化が新たに定められました。

そして、成年後見制度については、講演会を開催し、知識の普及・啓発に努めるとともに、市民後見人の養成を行っています。

障がいのある人の権利擁護に関する相談先としては市社協で独自事業として「成年後見サポートセンターこが」を設置し、法人後見事業と日常生活自立支援事業※を実施しています。関係者や市民のより一層の意識の向上や制度の周知などが課題となっています。

## 施策の方向

### (1) 虐待防止に向けた意識啓発

「古河市障害者虐待防止センター」の周知を図り、虐待防止に向けた市民意識の向上を図るとともに、障がい児・者に関する相談窓口と連携し、障がいのある人の権利や虐待防止への対応、周囲への意識啓発に努めます。

### (2) 障がいのある人への差別の解消

市職員に対しては、管理職や新規採用職員を対象にした研修等により、障がい者差別に対する意識啓発を推進し、合理的配慮の義務化に対する周知を徹底します。

市民に対してはイベント、各種講座等を通じ、障がいのある人への差別解消や合理的配慮に関して、意識啓発を図ります。また、障がいのある人もない人も相互に交流できる機会を提供し、障がいに対する理解を深めます。

### (3) 成年後見制度の利用の促進

市の成年後見制度の市長申立て費及び報酬費用等の助成制度を継続し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに、制度の周知を徹底します。また、市社協と連携し、制度推進の中心的役割となる「中核機関」を設置し、制度の推進を協議する場の整備や、成年後見人と他の福祉関係者等を結びつける地域連携のネットワークづくり等を行います。

### (4) 法人後見人等の人材育成の促進

法人後見は、法人の複数の職員が職務執行者として成年後見制度に基づく後見事務を行うため、長期的に後見事務を継続できるという利点があります。そのため、弁護士などの専門職後見人だけでなく、法人後見人の人材の育成に向けて研修を実施するなど、人材の確保に努めます。また、一定の研修を受けた市民が後見人として活動できるようにするため、市民後見人の養成を推進します。



## 施策項目2 心のバリアフリーの推進

### 現状と課題

共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、「心の障壁(バリア)」を取り除かなければいけません。また、障がいのある、なしにかかわらず、それぞれがかけがいのない命を持った一人の人として尊重されなければなりません。しかしながら、障がいや障がいのある人に対する理解不足や差別、偏見は依然として存在しています。

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるためには、市や障がい者団体等の取り組み主体との連携を図り、市民全体の幅広い理解へつなげることが大切です。

市は、広報紙等を活用した障がいへの理解の促進や、障害者週間※におけるイベントへの参加と周知等を実施しています。また、障がいのある人は、どのようなことに困っているのか、自分たちにできることは何か、市民一人ひとりが考え行動することができるよう、子どもの頃からの福祉教育にも一層力を入れていくことが重要です。

### 施策の方向

#### (1)障がい理解の促進、意識啓発

市の広報紙やイベント、ホームページ、ポスター等の媒体を活用し、障がいのある人に対する正しい理解の促進を図ります。また、市ホームページ等を活用して、障がい者福祉に関するイベントの内容を広報するなど、より効果的な啓発の方法についても検討し、理解の促進を図ります。

#### (2)障害者週間における啓発の推進

「障害者週間」(12月3日～9日)を利用し、市ホームページやKoga インクルーシブフェスティバルの開催を通じて、障がいのある人への理解を推進するための啓発活動を推進していきます。

#### (3)学校・地域における福祉教育の推進

障がいのある人について正しく理解し、助け合い・思いやりの心を持って行動できる力を身につけられるよう、教育現場での交流とともに、地域での福祉体験学習やボランティア団体との交流活動などの福祉教育活動の充実を図ります。

### 施策項目3 行政等における配慮の充実

#### 現状と課題

「障害者差別解消法」に基づき、行政機関はその事務または事業を行うにあたり、障がいのある人から社会的障壁(バリア)の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施については負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮をしなければなりません。しかしながら、障害者差別解消法の内容を正確に理解していない市職員も少なくない状況です。

市職員は、「障害者差別解消法」の規定を基に策定した職員対応要領に基づき、障がいのある人が必要とする配慮を行う必要があります。また、研修等で障がいや障がいのある人等に対する理解と法令遵守の意識を高めていく必要があります。

#### 施策の方向

##### (1)市職員による適切な対応の徹底

市役所窓口等において、市職員による障がいを理由とする不当な差別的取扱いが行われないよう、または合理的配慮が提供できるよう「障害を理由とする差別解消に関する職員対応要領」の徹底や研修等を開催して、市職員の適切な対応に努めます。

##### (2)選挙等における配慮の充実

障がいの特性に応じた選挙等に関する情報の提供、投票所での投票環境を整備し、障がいのある人へ適切に対応ができるよう配慮します。

## 7 基本施策7 とともに暮らすまちづくり(生活の質の向上)



### 施策項目

- 1 ユニバーサルデザイン※を考慮したまちづくり
- 2 安定した住まいの確保
- 3 移動・交通手段の整備

### 施策項目1 ユニバーサルデザインを考慮したまちづくり

#### 現状と課題

障がいのある人が、社会のあらゆる分野に参加するためには、地域に存在するさまざまな物理的障壁(バリア)を取り除き、障がいのある人を含めてすべての人が利用しやすいまちにしていく必要があります。また、障害者差別解消法の施行に伴い、行政や事業者に合理的な配慮が義務づけられるようになったことから、バリアフリー化推進の重要性は増しています。さらにバリアフリー新法※によって、公共交通機関(駅・バスターミナル、鉄道車両・バスなどの車両)、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合には、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)」への適合が義務づけられました。

市内の歩道の一部にはインターロッキング工法※によるものがあるため、段差が生じやすいことが課題になっていることもあり、歩道や車道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)などの設置を順次進めています。また、道路舗装については定期点検を実施し、点検結果により舗装維持修繕計画を策定しているほか、道路改良については要望に基づき、危険度や有効性を考慮して順次整備を図っています。

障がい者用の駐車場やトイレは一部の公園のみの設置となっています。しかしながら、すべての市民にとって利用しやすい公園を整備していくためにも、園路の段差解消等の修繕計画を作成しながら改善を順次進めていく予定です。

ユニバーサルデザインを考慮したまちづくりは、障がいのある人もない人も誰もが快適に安心して住みやすいまちにするために、継続的に推進していく必要があります。

これらの情報を広く市民へ周知していくためにも、市ホームページでは市内の公共施設や民間施設のバリアフリー状況が掲載されたバリアフリーマップを公開しています。

## 施策の方向

### (1)障がいのある人に配慮した総合的なまちづくりの推進

障がいのある人が暮らしやすい社会環境の構築に向け、バリアフリーとユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。また、「バリアフリー新法」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及啓発に努めます。

### (2)安心・安全の道路交通環境や公園整備の推進

道路や公園などのバリアフリー化や利用環境改善に努めるとともに、誰もが安全で安心して利用できるよう整備を進めていきます。特に、道路整備に関しては、道路状況により、インターロッキング工法に変わる新しい工法として、プリント舗装等を検討します。

### (3)交通拠点の整備推進

「バリアフリー新法」等の関係法令に基づき、駅やバス停等の交通拠点となる場所が障がいのある人にとって利用しやすい所になるよう、公共交通機関等事業者の協力を得て、ユニバーサルデザインを考慮した環境整備に努めます。

### (4)バリアフリーマップの充実

市ホームページで公開しているバリアフリーマップの周知と利用の拡大を図るとともに、定期的に更新し、内容の充実に努めます。

## 施策項目2 安定した住まいの確保

### 現状と課題

地域における安定した住まいの確保が求められています。グループホーム※の利用希望者が増加していますが、本人や家族が希望とするグループホームが満室であったり、住環境が整備できてなかったりと、スムーズに利用できない状況があります。団体ヒアリングでも、今後の単身障がい者の増加によるグループホームの拡充や、就労施設近くの整備を求める声もあります。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住環境のバリアフリー化を推進していく必要があります。親亡き後の地域での生活拠点として、また、新たな入所施設整備や入所施設からの地域移行という動向を踏まえて、グループホームの整備を促進していく必要があります。

### 施策の方向

#### (1)住宅関係助成制度の充実

重度の障がいがある人の日常生活における利便を図るため、住宅改修費用の助成制度の充実に努めます。

#### (2)住まいの場の確保支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくために、生活の拠点となるグループホーム等の整備を促進していきます。

### 施策項目3 移動・交通手段の整備

#### 現状と課題

障がいのある人にとって、利用しやすい移動・交通手段は、日常生活や社会参加に欠かせません。市では自動車改造費補助や障害者タクシー料金助成、循環バス「ぐるりん号」やデマンド交通「愛・あい号」(乗合タクシー)の運行等を行っています。「ぐるりん号」については、障がいのある人及び介助者1人までは無料で利用できます。「愛・あい号」については、車載できる大きさ・サイズを限定したシルバーカー利用者の乗車はできますが、車いす利用者は乗車できないことが、課題となっています。

障がいのある人の移動・交通手段では、公共交通機関の充実や利用しやすい移動手段の確保が課題となっています。

#### 施策の方向

##### (1)移動しやすい環境の整備促進

障がいのある、なしにかかわらず、誰もが安心して外出できるよう、移動のための交通手段を充実させます。また、点字ブロック等の交通安全設備、道路交通環境等の整備を推進します。

##### (2)公共交通機関の充実

循環バス等の公共交通サービスの充実を図るとともに、障がいのある人に配慮した車両や設備の充実、利用する人すべてが安心・安全に利用できる公共交通機関の充実をめざします。デマンド交通に関して、シルバーカーや車いすの利用者等の障がいのある人が利用しづらい状況の改善を検討します。

また、交通機関従事者等による筆談対応や誘導等、合理的配慮について働きかけます。

##### (3)交通マナーの向上に向けた啓発

いばらき身障者等用駐車場利用証制度の周知や普及により、駐車マナーやモラルの向上を図るとともに、障がいのある人に関するシンボルマークの啓発などに努めます。また、ダブルスペース※など、障害者等用駐車場の適正利用を図るべく方策を検討します。

## 第5章 計画の推進





障がいのある人もない人も、ともに安心して暮らせるまちをつくるためには、計画を着実に推進することが必要です。そのため、計画実現に向けて推進体制の整備、人的資源の確保、財政基盤の確立、計画推進システム構築のための連携などに積極的に取り組みます。

### 1 推進体制の整備

障がい者団体、障がい者本人、関係者、そして関係行政機関等を構成員とする古河市障害者自立支援協議会において、計画の推進に関する検証・評価・進行管理を行い、総合的かつ効率的な計画推進を図ります。

### 2 人的資源の確保

相談支援専門員、ホームヘルパー、手話通訳者、ボランティアなど地域で障がいのある人の活動を支援する人材の登録制度などを検討するとともに、障がいのある人との交流や研修の場を提供することを通じて人材の確保に努めます。

### 3 財政基盤の確立

計画の推進にあたっては、継続的かつ安定的な財源の確保が必要なため、国や県の補助制度を積極的に活用し、国や県が提案する先駆的な事業にも積極的に取り組んでいきます。また、制度の改善や財政措置の充実強化について国や県に働きかけを行います。

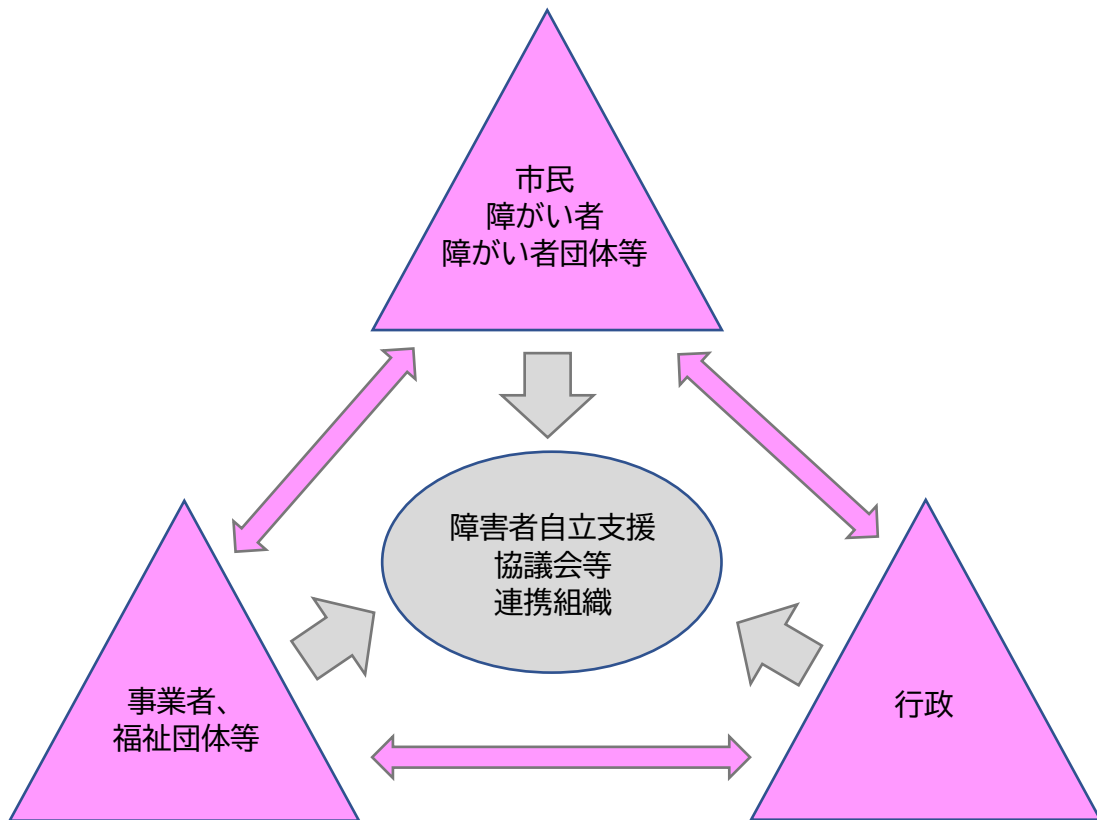
### 4 計画推進システムの構築

市民、障がい児・者、障がい者団体、事業者、福祉団体、行政等、計画推進に関わる各組織を結びつけ、施策に関連した活動をコーディネートする組織として障害者自立支援協議会等の位置づけを検討し、計画推進システムの構築をめざします。



■障害者自立支援協議会専門部会の様子

計画推進システムのイメージ図



■障害者自立支援協議会専門部会の様子

# 資料編



## 1 用語集

### あ行

#### 【ICT、IOT】…

ICT(アイシーティ)は、「Information and Communication Technology」の略称で、情報伝達技術という意味です。また、IOT(アイオーティ)は「Internet of Things」の略称で、モノのインターネットという意味で、モノとインターネットが接続することで高い価値やサービスが生み出され、より便利に活用できます。

#### 【胃ろう】…

口から栄養を摂取できなくなった人の腹部に小さな穴をあけることで、胃に直接栄養を注入していく栄養補給方法の一つです。

#### 【インクルーシブ教育】…

障がいのある子どもを障がいのない子どもたちと同様に教育や指導をすることです。障がいのある子どもも、ない子どもも「みんなが一緒に学ぶ」という考え方の教育をめざしています。

#### 【インターロッキング工法】…

コンクリートを互いにかみ合うような形状にして、レンガ調に組み合わせた舗装方法のことで、雨水が地面に浸透し、水たまりを防止でき、浸水を防げるメリットがあります。

#### 【ウェブアクセシビリティ】…

ウェブ上のホームページ等について、誰もが見たり聞いたりして、またどのような端末からでも情報を得られるようになっているか、ということを示します。

### か行

#### 【基幹相談支援センター】…

障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から位置づけられた相談機関であり、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことにより、現在の相談支援体制を強化することを目的としています。設置は市町村の任意となっています。

【グループホーム】…

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において数人の障がいのある人が共同で生活する形態で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されます。

【権利擁護施策】…

障がい等により、判断能力が十分でない人の権利を守ったり、虐待を未然に防止したりするための対策で、市においても、成年後見制度、日常生活自立支援事業、障害者虐待防止センターの設置などが実施されています。

【個別避難計画】…

災害時の避難に支援が必要な人、その一人ひとりについて、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要になるかなど、あらかじめ記載したものをいいます。

【合理的配慮】…

障がいのある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことです。

## さ行

【災害時避難行動要支援者】…

災害時の情報把握、避難行動、避難所生活などに手助けが必要な人のことをいいます。災害発生時には、その人の状態に応じた配慮や手助けが必要になります。

【児童福祉法】…

児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律で昭和23年施行、平成24年の改正では、障がい児及びその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるようにするため、障害児施設について、通所による支援(障害児通所支援)と入所による支援(障害児入所支援)のそれぞれに体系化され、地域支援を強化するため、保育所等訪問支援や障害児相談支援等が創設されました。

## 【自閉症】…

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいといえます。

## 【社会的障壁】…

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで、さまざまな困難や妨げとなっているものや原因をいい、物理的なもの(歩道や出入り口の段差や障害物など)、制度的なもの(障がいがあることを理由に資格や免許の取得を制限するような仕組み)、慣習によるもの(障がいのある人のことを考えていないイベントや行事のやり方)、意識によるもの(障がいのある人に偏見を抱いて、一方的に決めつけること)などがあります。

## 【就学支援シート】…

小学校入学前の特別な教育的支援を必要とする子どもたちの日常生活の様子や配慮すべきこと等を記入したシートで、入学予定の小学校等の教育機関にスムーズに引き継ぐことを目的としたものです。

## 【重層的支援体制】…

社会福祉法の改正により、令和3年4月から「重層的支援体制整備事業」が施行されており、任意事業としてその取り組みが行われています。例えば、障がいのある人に関する相談を受けた世帯の中に、子どもや高齢者、貧困など他の分野での支援が必要な世帯員が含まれていることがあります。それらに対する相談を受けた場合に、まずは、断らず受け止め、関係する市役所の部署や外部の機関と情報を共有し、連携・協働して支援する、という体制のことを重層的支援体制といえます。

## 【受援】…

援助や支援を受けることを意味する語で、特に、被災地における災害ボランティアの受入れの際に使うことが多くなっています。

## 【手話通訳者】…

手話により、聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人との間でコミュニケーションが円滑かつ確実にできるように仲介、伝達を行う者をいいます。

## 【手話奉仕員】…

手話により、コミュニケーションの仲介を行うボランティアのことをいいます。

【障害者基本法】…

身体障がい、知的障がい、精神障がいを対象として、施策の基本理念や生活全般に関わる施策の基本となる事項を定めた法律で、障がいのある人の「完全参加と平等」を目的とし昭和45年に施行、平成23年7月には、国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向け国内法整備の一環として改正し、障がい者の定義の拡大と合理的配慮概念の導入が行われています。障害者基本計画は、本法律に基づき策定されています。

【障害者週間】…

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして、毎年12月3日から12月9日までの1週間が「障害者週間」とされています。

【障害者就業・生活支援センター】…

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に実施する施設をいいます。

【障害者自立支援協議会】…

障害者自立支援法に基づき、障がいのある人がニーズに合わせて適切にサービスを利用できるようにするため、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制の協議を行う組織のことをいいます。平成24年度から法定化され、平成25年4月施行の「障害者総合支援法」においては、名称を地域の実情に応じて定められます。

【障害者総合支援法】…

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称で、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めています。



## 【障害福祉サービス】…

障がいのある人が障がい程度や社会活動、介護者または居住等の状況を踏まえ、地域の中で生活を続けいけるよう支援するサービスのことで。

## 【情報アクセシビリティ】…

「アクセシビリティ」の言葉の意味としては「利用しやすさ」ということになり、情報アクセシビリティとは、得ようとしている情報について、誰もがその情報を得やすい状況になっているか、ということです。

## 【自立支援医療(精神通院医療)】…

精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。(入院医療費は対象になりません)

## 【生活習慣病】…

高血圧、脳卒中、心臓病等の循環器疾患やがん、糖尿病など、生活習慣に起因する疾病の総称をいいます。

## 【精神・発達障害者しごとサポーター養成講座】…

企業で働く一般の従業員を主な対象に、精神障がい、発達障がいに関して正しく理解し、職場における応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)となってもらうための講座であり、厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークが主催で開催しています。

## 【成年後見制度】…

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで判断能力が十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結したりした場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度で、平成12年4月から施行されています。

**た行**

## 【ダブルスペース】…

車いす利用者や身体障がい者のための駐車場での配慮として、従来の車いす利用者のスペースに隣接して車いす利用者に準ずるスペースを付加するものです。従来の車いすスペースは3.5メートルの幅が必要ですが、それに付加スペースとして2.5メートルプラスして6メートルが必要となります。

【地域活動支援センター】…

地域で暮らす障がい(身体・精神・知的)を抱えている人の日常生活や社会生活をサポートする支援機関の一つです。障がいのある人を対象とし、創作的活動または生産活動の機会提供と地域社会との交流の促進を図ります。

【デジタルディバイド】…

コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差をいいます。

【特別支援教育】…

文部科学省は平成15年3月の最終報告で、今後の「特別支援教育」は障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行うことと定義しました。また、特別支援教育の対象として、従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、発達障がい(LD、ADHD、高機能自閉症等)を含めました。平成19年4月から、盲・ろう・養護学校は「特別支援学校」へ、特殊学級は「特別支援学級」へ一本化されました。

【トライアル雇用】…

厚生労働省の事業で、ハローワークが紹介する障がいのある人を事業主が短期間雇用し、その間に事業主と対象労働者とで、業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深め、常用雇用への移行のきっかけをつくるものです。

## な行

【難病】…

厚生労働省の定めた「難病対策要綱」では、以下のように定義されています。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

厚生労働省において、難病の定義・範囲を含めた難病対策のあり方について審議が進められています。

## 【日常生活自立支援事業】…

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで判断能力が十分でない人や日常生活に不安を感じている人が、安心して自立した生活を送るために行う、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等をいいます。

## は行

## 【発達障がい】…

自閉症、アスペルガー症候群、ADHD(注意欠陥・多動性障害)、学習障害(全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障がいの総称)などの通常低年齢で発現する脳機能の障がいをいいます。

脳機能の障がいによる症状が、通常低年齢において発現するものをいい、発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)等と定義しています。

◇アスペルガー症候群…自閉症の一種で、知能と言語の発達は保たれていますが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が限局的で常同的なものです。

◇広汎性発達障害…自閉症とアスペルガー症候群等の自閉症に近い特徴を持つ発達障がいの総称をいいます。

◇LD(学習障害)…Learning Disabilities の略称で、知的発達に遅れはないものの、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいをいいます。

◇ADHD(注意欠陥・多動性障害) …Attention Deficit /Hyperactivity Disorder の略称で、年齢または発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性等により、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす行動の障がいをいいます。

## 【パブリックコメント】…

住民との協働や住民の意見を行政に生かすことを目的として、行政が政策の立案等を行う際に公表した案に対して、住民・事業者等が意見や情報を述べる機会を設ける仕組みをいいます。行政は、提出された意見等を考慮して、最終的な意思決定を行います。

【ハローワーク】…

公共職業安定所、略称「職安」、愛称「ハローワーク」は、国(厚生労働省)によって設置された、職業安定法に基づく国民に安定した雇用機会を確保する事を目的とした施設です。求職者には、就職についての相談・指導、適性や希望に合った職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には、雇用に関する国の助成金・補助金の申請窓口業務や、求人の受理などのサービスを提供します。

【バリアフリー】…

もともとは障がいのある人が生活していくうえで妨げとなる段差などの物理的な障壁(バリア)をなくすという意味の語句で、現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられます。

【バリアフリー新法】…

正式には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年施行)で公共交通機関の施設や車両、道路、駐車場、公園施設、建築物などの構造や設備を整備し、高齢者・障害者などの利便性や安全性の向上の促進を図ることを目的とした法律です。

【ピアカウンセリング】…

障がいのある人等が、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障がいのある人などの相談に応じ、問題解決のための助言を行うことをいいます。

【法定雇用率】…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて民間企業及び地方公共団体に対して定められた、障がい者の雇用割合のことで、令和3年12月時点で、一般の民間企業では従業員の2.3%、国・地方公共団体等は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%となっています。

## ま行

【民生委員・児童委員】…

民生委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱されて活動するボランティアです。社会奉仕の精神を持って、福祉に関する地域住民の困りごとなどの相談に応じることを主な任務としています。また、民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の中で支援が必要とされる児童等の見守りなども行います。このように、民生委員・児童委員は、地域住民と行政の福祉サービスとのつなぎ役、という役割を担っています。

## や行

### 【ユニバーサルデザイン】…

はじめからバリアをつくらず、障がいのある、なしや年齢などにかかわらず、誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方をいいます。

### 【要約筆記者派遣】…

聴覚障がいのある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことで、「話すスピード」は「書く(入力)スピード」より数倍速く、全部の文字化はできないので、話の内容を要約して筆記するため『要約筆記』といえます。知識や技術の習得は都道府県や市町村で実施しており、所定の講習を修了した要約筆記を行う者を派遣する制度です。

## ら行

### 【ライフステージ】…

乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階をいいます。

### 【療育、早期療育】…

「療育」とは、障がいのある子どもの治療と教育(保育)を意味し、障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身につけ社会性を発揮させる援助等を行うことをいいます。

「早期療育」とは、運動面、精神面あるいは感覚面の発達が遅れていると思われる子どもをできるだけ早く発見し、早期に治療・訓練等を親と関係機関が協力して行い、最大限その子どもの発達を促していこうとする取り組みをいいます。

### 【レスパイトケア】…

介護をしている介護者に、一時的な休息や息抜きを行う支援のことをいいます。介護の負担感は少しずつ蓄積されることが多く、介護が長期間にわたる場合はケアが必要となります。介護から一時的に離れ、自分自身の身体と心を休める時間を持つことが在宅介護を長く続けるためにも重要なケアとなっています。

## 2 古河市障害者基本計画策定委員会設置要綱

---

令和4年3月23日

告示第60号

### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく古河市障害者基本計画(次条において「計画」という。)を策定するに当たり、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、同条第6項の規定に基づき障害者その他の関係者の意見を聴くことを目的とした古河市障害者基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、古河市障害者自立支援協議会設置規則(平成20年規則第4号)に基づき設置する古河市障害者自立支援協議会の委員をもって組織し、市長が当該委員を委員会の委員(以下「委員」という。)として委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了の日までとし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員長以外の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見、説明等を聴くことができる。
- 5 委員長は、会議を公開することができる。

(書面による調査審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により会議を招集することができないと委員長が認めるときは、委員に書面を送付し調査審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による調査審議を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会議において、調査審議の結果を報告しなければならない。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の場合について準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、障がい福祉課に置く。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

### 3 古河市障害者基本計画策定委員会委員名簿

No	氏名	所属等	選出区分 (設置規則第3条)
1	大 高 滋	古河市障害者福祉団体連絡協議会	障がい者関係団体
2	今 井 輝 勝	古河市障害者福祉団体連絡協議会	障がい者関係団体
3	落 合 幹 彦	古河市障害者サービス事業者等連絡協議会	障がい福祉サービス事業者
4	佐 山 真 宏	人権擁護委員 古河支部	その他
5	山 口 純 代	古河保健所	保健又は医療関係者
6	清 水 康 彦	古河公共職業安定所	雇用機関関係者
7	前 崎 明 子	茨城県立下妻特別支援学校	教育機関関係者
8	生 野 享 一	茨城県立境特別支援学校	教育機関関係者
9	蓮 見 公 男	古河市商工団体連絡協議会	雇用機関関係者
10	関 理恵子	古河市地域相談支援センター	相談支援事業者
11	阿 部 葉 子	古河市児童発達支援センター	関係行政機関の職員 障がい福祉サービス事業者
12	阿久津 佳 子	身体障害者相談員	障がい関係相談員
13	古 見 公 子	知的障害者相談員	障がい関係相談員
14	三 浦 美重子	精神障害者相談員	障がい関係相談員
15	秋 山 政 明	障がい児支援専門部会	障がい者関係団体
16	生 沼 一 憲	障がい者相談・就労支援専門部会	障がい者関係団体
17	大 村 美 保	障がい者にやさしいまちづくり専門部会	障がい者関係団体
18	中 山 正 啓	古河市教育委員会 指導課	教育機関関係者
19	赤 荻 榮 一	古河福祉の森診療所	保健又は医療関係者



## 4 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和4年7月21日	第1回古河市障害者基本計画策定委員会 ・ 障害者基本計画の策定方針 ・ アンケート調査票案、ヒアリングシート案の検討 ・ 今後のスケジュールについて
8月2日～ 9月20日	障がい当事者調査、障害福祉サービス提供事業所調査の実施
9月1日～ 9月21日	ヒアリング調査（障がい者関係団体、庁内関係各課）の実施
10月20日	第2回古河市障害者基本計画策定委員会 ・ 第4期古河市障害者基本計画骨子案についての検討
11月18日	古河市障害者自立支援協議会専門部会 ・ 各施策の現状と課題の検討 ・ 重点取り組みの検討
12月26日	第3回古河市障害者基本計画策定委員会 ・ 第4期古河市障害者基本計画素案についての検討
令和5年1月4日～ 1月23日	パブリックコメント



## 第4期古河市障害者基本計画

令和5年3月

---

発行 古河市

企画・編集 古河市 福祉部 障がい福祉課

〒306-0221 茨城県古河市駒羽根 1501 番地

古河市総和福祉センター「健康の駅」内

TEL:0280-92-4919(直通) FAX:0280-92-5594

URL:<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

---